



平成 29 年 11 月 14 日

各 位

会 社 名 株式会社リカム・ジャパン・ホールディングス
代表者名 代表取締役社長 赤尾 伸悟
(JASDAQ・コード 6636)
問合せ先 取締役管理部長 中原 麗
電 話 0 3 - 6 4 5 0 - 3 6 1 6

第三者割当による新株式及び第 10 回新株予約権発行に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、以下のとおり、第三者割当の方法により新株式（以下、「本新株式」といいます。）及び第 10 回新株予約権（以下、「本新株予約権」といいます。）を発行（併せて以下、「本第三者割当」といいます。）することについて決議しましたので、お知らせいたします。

記

I. 第三者割当による新株式及び第 10 回新株予約権発行について

1. 募集の概要

【新株式発行に係る募集】

| | |
|--------------------------|---|
| (1) 払 込 期 日 | 平成 29 年 11 月 30 日 |
| (2) 発 行 新 株 式 数 | 普通株式 2,142,856 株 |
| (3) 発 行 価 額 | 1 株につき 210 円 |
| (4) 発 行 価 額 の 総 額 | 449,999,760 円（差引手取概算額 449,999,760 円） |
| (5) 資 本 組 入 額 | 1 株につき 105 円 |
| (6) 資 本 組 入 額 の 総 額 | 224,999,880 円 |
| (7) 募集又は割当方法 (割当先の予定) | 第三者割当の方法により、以下のとおり割当てる。 石田 智子 238,095 株 永瀬 勝也 238,095 株 長井 博實 238,095 株 White Knight Investment Limited 1,190,476 株 Ibuki Japan Fund 238,095 株 |
| (8) そ の 他 | 前記各号については、金融商品取引法に基づく届出 |

| | |
|--|---------------|
| | の効力発生を条件とします。 |
|--|---------------|

【本新株予約権発行に係る募集の概要】

| | |
|----------------------|--|
| (1) 割 当 日 | 平成 29 年 11 月 30 日 |
| (2) 発行新株予約権数 | 14,285 個 (新株予約権 1 個当たり 100 株) |
| (3) 発行 価 額 | 新株予約権 1 個につき 348 円 |
| (4) 当該発行による 潜在株式数 | 1,428,500 株 |
| (5) 調達資金の額 | 304,956,180 円 (内訳) 新株予約権の発行による調達額： 4,971,180 円 新株予約権の行使による調達額： 299,985,000 円 |
| (6) 行 使 価 額 | 1 株当たり 210 円 |
| (7) 募集又は割当方法 | 第三者割当 (割当予定先) White Knight Investment Limited (11,905 個) Ibuki Japan Fund (2,380 個) |
| (8) そ の 他 | 上記各号については、金融商品取引法に基づく有価証券届出書の効力が発生することを条件とする。 自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件 当社は、本新株予約権の払込期日の翌日以降いつでも、当社取締役会により本新株予約権を取得する旨及び本新株予約権を取得する日(以下、「取得日」という。)を決議することができます。当該取締役会決議の後、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知を当該取得日の 14 日前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権 1 個当たり金 348 円の価額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができるものとする。 |

2. 募集の目的及び理由

(1) 資金調達の主な目的、背景等

当社グループは、当社、連結子会社 7 社及び非連結子会社 4 社で構成され、

エネルギー作物であるスーパーソルガム（遺伝子組み換えではなく、ゲノム育種により、その収量や搾汁糖度を高めたソルガム〈イネ科の植物〉のこと。以下同じ。）の種子の販売を事業目的としたバイオ燃料事業、飲食店の直営店舗運営、及び結婚式・結婚披露宴運営を事業目的としたレストラン・ウェディング事業を行っております。

バイオ燃料事業に関しましては、平成 29 年 3 月期において、スーパーソルガム種子の販売をメキシコ合衆国（以下、「メキシコ」といいます。）及びタイ王国（以下、「タイ」といいます。）において、それぞれ実施しており、メキシコ全国牧畜業者組合連合会ハリスコ州支部である UNION GANADERA REGIONAL DE JALISCO（以下、「UGRJ」といいます。）、タイ SORG JT Co.,Ltd（以下、「SORG JT」といいます。）へ販売しましたスーパーソルガム種子の売上金につきましては、本来、平成 29 年 9 月 30 日にそれぞれ現地法人が回収予定でした。しかしながら、当社が仕入を行っている種子販売会社から当社への納品遅延の発生を受け、当社、及び当社グループ会社から UGRJ、SORG JT への納品も、本来の現地渡しから、倉庫渡し方式に変更を行い、オーストラリア、ベトナムにてスーパーソルガム種子を納品しています。これらのことから、納品後における所有権は各購入者であります UGRJ、SORG JT に移転したため、オーストラリア、ベトナムからの輸出手続きは UGRJ、SORG JT が行うこととなりました。その後、各購入者による輸出手続きが円滑に行えていないこともあり、当該売上金回収日において、メキシコには一部、タイには全部のスーパーソルガム種子の輸入が完了せず、UGRJ、SORG JT から支払日の延長要請があり、現地法人を通じて交渉を行った結果、当社は UGRJ、SORG JT からの支払期日延長要請に応諾いたしました（注 1）。

また、レストラン・ウェディング事業につきましては、不採算店舗の統廃合、人材、食材の見直し等、コスト削減に着手しておりますが、毎月 10 百万円以上の資金が不足している状況であります。当社は、平成 29 年 10 月末時点で 402 百万円の貸付を行っており、レストラン・ウェディング事業につきましては、これらの借入金から各支払いに充当をしている状況です。

こうした状況下、高単価が期待できる結婚披露宴も前年に比べ成約件数の減少、1 組当たりの成約金額の減少により、結婚披露宴からの売上も期待できず全体の売上自体が減少し、損失を計上している状況です。今後とも、レストラン・ウェディング事業については収支改善を行うべく努力してまいります。当座の資金として運転資金・季節毎の害虫・害獣駆除、ハウスクリーニング、エアコンメンテナンス、給排水設備等修繕資金が必要な状況です。

これらの既存事業に加え、当社は新たな事業領域としまして、バイオ燃料事業においては、タイ国内において、当社子会社であります THAI SUPER

SORGHUM CO., LTD.（以下、「TSS」といいます。）が、新たに火力発電用の原料としてスーパーソルガムの栽培、及び販売を行い、従来の種子販売事業から、原料提供会社としてタイにおける再生可能エネルギーとしてスーパーソルガムがタイの電力事業に貢献することで、タイにおけるバイオ燃料事業の拡大と収益基盤の強化を目指すことといたしました。

さらに、オーストラリア連邦（以下、「オーストラリア」といいます。）において将来スーパーソルガムの栽培を見込んだ野菜栽培事業に加え、現地農業法人に対する種子販売、現地農業法人が生産したサイレージの日本国内における物流を当社にて行うため、まずは、オーストラリアにて現地農業法人へ賃貸する土地（農地）を購入し、現地農業法人へ賃貸することで、賃貸料を得ながら、将来、現地農業法人がスーパーソルガムサイレージの生産を計画しております。

これらの状況において、当社、及び当社グループは、メキシコ、タイからのスーパーソルガム種子販売代金の回収金より平成 29 年 10 月以降の運転資金を確保する資金計画でしたが、支払期日の延長により資金計画の見直しが必要となりました。そこで、当社、及び当社グループの平成 29 年 11 月から平成 30 年 2 月までの運転資金、平成 29 年 9 月、10 月の当社グループ運転資金として外部より借入れた 170 百万円の返済資金に加え、上記の通りタイにおけるバイオ燃料事業、オーストラリアにおける野菜栽培事業のため資金需要が発生しています。

なお、上述しました UGRJ、SORG JT からの支払期限延長後の売上金回収予定日につきましては、UGRJ が平成 30 年 3 月 31 日、8,282,000USD（約 935 百万円・1 USD/113 円換算）、SORG JT が平成 29 年 2 月 28 日、2,497,250USD（約 282 百万円・1 USD/113 円換算）となっており、総額約 1,218 百万円を見込んでおります。これらの回収資金につきましては、次の通り支出を計画しています。平成 29 年 3 月期に種子販売会社から仕入れました 800t のスーパーソルガム種子仕入代金の残金精算としまして 88 百万円、平成 30 年 3 月から平成 30 年 6 月まで（平成 29 年 3 月期に UGRJ、SORG JT に納品しましたスーパーソルガム種子販売による売上金入金までの間）4 ヶ月間の当社、及び当社グループ運転資金としまして、396.3 百万円、平成 28 年 12 月 12 日に公表しました「第三者割当による新株式発行及び第 9 回新株予約権発行のお知らせ」からメキシコにおけるスーパーソルガム栽培圃場確保費用、及び中間倉庫建設費用、設備投資、人員確保費用として調達しました資金 600 百万円の内、599.3 百万円を当社運転資金として資金用途変更を行っていることから、599.3 百万円につきましては、本来の資金用途でありますメキシコにおけるスーパーソルガム栽培圃場確保費用、及び中間倉庫建設費用、設備

投資、人員確保費用として充当いたします。

さらに、レストラン・ウェディング事業における事業譲受対価未払金の精算資金としまして 20 百万円、敷金返還請求権譲受対価未払金の精算としまして 75 百万円、合計 1,178.6 百万円の支出を計画していることから、当該売上金からの回収資金につきましては、今回の資金調達の使用へ資金充当は行えない状況であります。

(2) 本第三者割当を選択した理由

本第三者割当は、既存株主に対して、相応の希薄化の影響を与えるため、本第三者割当の発行の決定に際し、当社は以下のとおり、本第三者割当による資金調達以外の資金調達の方法についても検討いたしました。

- ① 本資金調達にあたっては、金融機関等からの融資による資金調達は、現時点において、当社が担保となる資産を有していないこと、また、当社の業績、財政状況から事実上困難であり、また、有利子負債の増加は財務基盤の弱い当社の現状を鑑みても、現時点における資金調達手段としては好ましくなく、資本性の資金調達が適切であると判断いたしました。
- ② 資本性の資金調達の方法として、公募増資やコミットメント型ライツ・オファリングによる資金調達を検討しましたが、公募増資やコミットメント型ライツ・オファリングによる資金調達は、当社の財政状態、経営成績、株価動向、及び株式流動性等から判断した場合には、主幹事証券を選定して実施することは現実的ではなく、また、ノンコミットメント型ライツ・オファリングにつきましては、株式会社東京証券取引所が制定する「有価証券上場規程」に定められておりますとおり、当社は、最近 2 年間に於いて経常損失を計上しており、行うことができません。

その一方で、本第三者割当については、(i) 後記、「3. 調達する資金の額、用途及び支出予定時期 (2) 調達する資金の具体的な用途〈新株発行による調達分〉〈新株予約権の発行及び行使による調達分〉」に記載のとおり、① 当社運転資金 (人件費、家賃、外部支払手数料等)、② 借入金返済資金、③ 当社完全子会社である SUPER SORGHUM ASIA HOLDINGS PTE. LTD. (以下、「SSA」といいます。) 投融資資金 (人件費、家賃、外部支払手数料等)、④ 当社子会社である SUPER SORGHUM MEXICO S. A. DE C. V. (以下、「SSM」といいます。) 投融資資金 (人件費、家賃、外部支払手数料等)、⑤ 当社完全子会社である株式会社シェフズテーブル (以下、「シェフズテーブル」といいます。) 投融資資金 (修繕・運転資金)、⑥ 当社完全子会社であるシェフズテーブルへの投融資資金 (平成 30 年 6 月退去予定店舗の原状回復資金)、⑦ 当社完全子会社である SSA 投融

資資金（バイオ燃料事業におけるタイ及びカンボジア国内での発電用スーパーソルガム栽培費用）、⑧野菜栽培事業における野菜栽培圃場購入資金において時期と金額が確定した資金調達を行う必要があること、(ii)今後の事業の運営及び拡大に向け必要な資金を機動的に調達できること、(iii)金利負担が少ないこと等を総合的に勘案し、第三者割当の方法を選択いたしました。当社としては、払込期日において資金の調達が確定する新株式の発行による資金調達がより望ましいものの、割当予定先のうち White Knight Investment Limited（以下、「WKI」といいます。）、及び Ibuki Japan Fund からは、新株式のみならず新株予約権により当社グループによる事業の進捗状況や株価動向に応じて投資を行いたいとの要望があり、当社としても、これらの要望に応じたとしても、一定の金額は株式にて調達することにより当社資金需要に応じた調達が可能になること、新株予約権が段階的に行使されることにより、株式を発行する場合と比べて、発行時における発行済株式数の一時的な増加を抑制することができ、既存株主にとっても好ましいと判断したことから、本第三者割当においては新株式に加えて新株予約権により資金調達を行うことといたしました。

3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額（差引手取概算額）

| | |
|-----------------|---------------|
| ① 調達する資金の総額 | 754,955,940 円 |
| (内訳) | |
| 本新株式の発行による調達額 | 449,999,760 円 |
| 本新株予約権の発行による調達額 | 4,971,180 円 |
| 本新株予約権の行使による調達額 | 299,985,000 円 |
| ② 発行諸費用の概算額 | 31,440,000 円 |
| ③ 差引手取概算額 | 723,515,940 円 |

(注1) 上記払込金額の総額は、本新株式の発行価額の総額 449,999,760 円、本新株予約権の発行価額の総額 4,971,180 円及び本新株予約権の行使価額の総額 299,985,000 円を加えた額です。

(注2) 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税が含まれておりません。

(注3) 発行諸費用につきましては、弁護士費用、登記費用、有価証券届出書の作成費用、調査費用のほか、株式会社リライアンス（住所：東京都

千代田区神田佐久間町三丁目 27 番 3 号／代表取締役 森本 晃一氏、以下、「リライアンス」といいます。)と KHNG 株式会社(住所：神奈川県逗子市小坪六丁目 6 番 46 号／代表取締役 星野 智之氏、以下、「KHNG」といいます。)に対する紹介手数料となります。

リライアンスへの紹介手数料につきましては、石田智子氏、永瀬勝也氏、及び長井博實氏の本新株式割当予定先の紹介手数料として新株式の発行価額総額の 5%である 7.5 百万円を紹介者であるリライアンスへ支払う契約であります。

また、KHNG への紹介手数料につきましては、Ibuki Japan Fund への本新株式及び本新株予約権割当予定先の紹介手数料(内訳：新株式発行時に紹介手数料として新株式の発行価額総額の 5%である 2.5 百万円、新株予約権行使時に行使価額の 5%を紹介者である KHNG へ支払う契約であり、全量行使の場合は合計 2.5 百万円)になります。

(注 4) 本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合、新株予約権者とその権利を喪失した場合、及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。

(注 5) 調達資金を実際に支出するまでは、通常決済用資金とは分別し、調達資金専用銀行口座にて管理いたします。

(2) 調達する資金の具体的な用途

今回の第三者割当による本第三者割当にて調達します資金につきましては、以下の表に記載する金額及び支出予定時期に従い、①当社運転資金(人件費、家賃、外部支払手数料等)、②借入金返済資金、③当社完全子会社である SSA 投融資資金(人件費、家賃、外部支払手数料等)、④当社子会社である SSM 投融資資金(人件費、家賃、外部支払手数料等)、⑤当社完全子会社であるシェフズテーブル投融資資金(修繕・運転資金)、⑥当社完全子会社であるシェフズテーブルへの投融資資金(平成 30 年 6 月退去予定店舗の原状回復資金)、⑦当社完全子会社である SSA 投融資資金(バイオ燃料事業におけるタイ及びカンボジア国内での発電用スーパーソルガム栽培費用)、並びに⑧野菜栽培事業における野菜栽培圃場購入資金に充当いたします。具体的には、以下のとおりです。

〈新株式発行による調達分〉

| 具体的な用途 | 金額 | 支出予定時期 |
|--|----------|----------------------|
| ①当社運転資金 (人件費、家賃、外部支払手数料等) | 153.5百万円 | 平成29年11月～ 平成30年2月 |
| ②借入金返済資金 | 170百万円 | 平成29年11月 |
| ③当社完全子会社であるSSA投融資資金(人件費、 家賃、外部支払手数料等) | 46百万円 | 平成29年11月～ 平成30年2月 |
| ④当社子会社であるSSM投融資資金(人件費、家 賃、外部支払手数料等) | 24百万円 | 平成29年11月～ 平成30年2月 |
| ⑤当社完全子会社であるシェフズテーブル投融資 資金(修繕・運転資金) | 30百万円 | 平成29年11月～ 平成30年2月 |
| 合計 | 423.5百万円 | |

〈新株予約権の発行及び行使による調達分〉

| 具体的な用途 | 金額 | 支出予定時期 |
|--|---------|----------------------|
| ①当社運転資金 (人件費、家賃、外部支払手数料等) | 29.9百万円 | 平成29年11月～ 平成30年2月 |
| ③当社完全子会社であるSSA投融資資金(人件費、 家賃、外部支払手数料等) | 44百万円 | 平成29年11月～ 平成30年2月 |
| ④当社子会社であるSSM投融資資金(人件費、家 賃、外部支払手数料等) | 24百万円 | 平成29年11月～ 平成30年2月 |
| ⑤当社完全子会社であるシェフズテーブル投融資 資金(修繕・運転資金) | 30百万円 | 平成29年11月～ 平成30年2月 |
| ⑥当社完全子会社であるシェフズテーブルへの投 融資資金(平成30年6月退去予定店舗の原状回 復資金) | 60百万円 | 平成30年6月～ 平成30年7月 |
| ⑦当社完全子会社であるSSA投融資資金(バイオ 燃料事業におけるタイ及びカンボジア国内で の発電用スーパーソルガム栽培費用) | 36.1百万円 | 平成29年12月～ 平成30年8月 |
| ⑧野菜栽培事業における野菜栽培圃場購入資金 | 76百万円 | 平成29年12月～ 平成30年6月 |
| 合計 | 300百万円 | |

・本資金調達に係る発行諸費用としまして18.94百万円、紹介手数料としまして12.5百万円、合計31.44百万円を調達します資金から差引いております。

・調達資金につきましては、①当社運転資金(人件費、家賃、外部支払手数料等)、②借入金返済資金、③当社完全子会社である SSA 投融資資金(人件費、家賃、外部支払手数料等)、④当社子会社である SSM 投融資資金(人件費、家賃、外部支払手数料等)、⑤当社完全子会社であるシェフズテーブル投融資資金(修繕・運転資金)、⑥当社完全子会社であるシェフズテーブルへの投融資資金(平成 30 年 6 月退去予定店舗の原状回復資金)、⑦当社完全子会社である SSA 投融資資金(バイオ燃料事業におけるタイ及びカンボジア国内での発電用スーパーソルガム栽培費用)、⑧野菜栽培事業における野菜栽培圃場購入資金の順番に充当を行います。また、新株予約権が行使されず支出予定時期に資金が調達できない時は、バイオ燃料事業における売上金から不足金額を補充する予定ですが、これらの売上金につき予定している時期に回収が行えない時は、⑦当社完全子会社である SSA 投融資資金(バイオ燃料事業におけるタイ及びカンボジア国内での発電用スーパーソルガム栽培費用)、⑧野菜栽培事業における野菜栽培圃場購入の事業計画につきまして見直しが必要になることも予想されます。上記①ないし⑧の資金使途の詳細は以下のとおりです。

① 当社運転資金(人件費、家賃、外部支払手数料等)

当社、及び後述します当社完全子会社であります SSA、シェフズテーブル、及び SSM における平成 29 年 11 月以降の運転資金につきましては、平成 29 年 3 月期に SSM がメキシコにおいて UGRJ に販売しましたスーパーソルガム種子 360t、売上金 8,282,000USD(約 935 百万円・1 USD/113 円換算)、及び SSA がタイに本社を置く SORG JT に販売しましたスーパーソルガム種子 49.9t、売上金 2,497,250USD(約 282 百万円・1 USD/113 円換算)の売上金を平成 29 年 9 月 30 日に回収し、これらの売上金から確保する資金計画でした。しなしながら、UGRJ、及び SORG JT とともに回収予定日であります平成 29 年 9 月 30 日に支払いが行われておりません(注 1)。

こうした経緯により、当社は、SSA、SSM のそれぞれが販売しましたスーパーソルガム種子の売上金回収が実現していないことから、平成 29 年 11 月以降の当社、SSA、SSM、及びシェフズテーブルの人件費、その他事業運営に必要な販管費の支払い資金に困窮することとなりました。そこで当社は、SORG JT の次回支払期限であります平成 30 年 2 月 28 日までの 4 ヶ月間の、当社運転資金としまして、183.4 百万円を、本資金調達により充当するものです。なお、各月の支出計画につきましては、以下の通りです。

(注1) UGRJ、SORG JTからの売上金未入金に関します詳細につきましては、当社が平成29年10月3日に公表しました「バイオ燃料事業における売上金の未入金に関するお知らせ」、及び平成29年10月10日に公表しました「(追加開示) バイオ燃料事業における売上金の未入金に関するお知らせ」をご参照願います。

(単位：千円)

| 当社 | 平成29年11月 | 平成29年12月 | 平成30年1月 | 平成30年2月 | 計 |
|--|----------|----------|---------|---------|---------|
| 人件費 | 8,500 | 8,500 | 8,500 | 8,500 | 34,000 |
| 家賃、旅費交通費 | 3,500 | 3,500 | 6,500 | 3,500 | 17,000 |
| 外部支払手数料 (会計士、顧問弁護士、 派遣会社、監査法人、そ の他業務委託先等) | 17,450 | 21,950 | 17,450 | 17,450 | 74,300 |
| 税金 (源泉税・住民税) | 2,050 | 2,050 | 2,050 | 2,050 | 8,200 |
| 信託銀行(株式管理費用) | 2,000 | 2,000 | 2,000 | 2,000 | 8,000 |
| 消耗品費、備品購入、保 険料、車輛維持費 | 1,000 | 1,000 | 1,000 | 1,000 | 4,000 |
| 経費精算用小口現金 | 1,000 | 1,000 | 1,000 | 1,000 | 4,000 |
| 予備費 | 2,225 | 2,225 | 2,225 | 2,225 | 8,900 |
| スポット支払(手数料等) | 25,000 | 0 | 0 | 0 | 25,000 |
| 合計 | 62,725 | 42,225 | 40,725 | 37,725 | 183,400 |

※平成29年11月支出予定のスポット支払い(手数料)として25百万円につきましては、当社が適時開示として本日公表しました「簡易株式交換による株式会社アズシステムの完全子会社化に関するお知らせ」にて、当社完全子会社化を予定しています株式会社アズシステム(住所：東京都千代田区神田須田町1-14・代表取締役 東出 浩一氏/以下、「アズシステム」といいます。)の紹介者でありますKHNGへの支払手数料となります。

※平成30年1月につきましては、メキシコ、ベトナムにおける種子在庫実査棚卸のため、一時的に旅費交通費の増加が見込まれます。

② 借入金返済資金

当社は、上記①当社運転資金(人件費、家賃、外部支払手数料等)に記載

の通り、メキシコ、タイにおけるスーパーソルガム種子販売による売上金回収を前提とした資金計画を立案していました。当該各売掛債権につきましては SSA、及び SSM が保有していることから、それぞれの現地法人に入金が行われる予定でありました。また、販売先各社より約定通り入金が行われても、SSA、及び SSM から当社への送金は平成 29 年 9 月 30 日を経過することから、当社の平成 29 年 9 月における月末支払いには、当該売上金回収資金から充当が間に合わないため、当社は当該売上金回収資金を返済原資として、平成 29 年 9 月 27 日に当社がスーパーソルガム事業、レストラン・ウェディング事業に係る運営相談、資金繰り等の業務委託をしています株式会社フィールドの代表取締役である池畑勝治氏（以下、「池畑勝治氏」といいます。）から 30 百万円を、また、平成 29 年 9 月 28 日には株式会社 2・S パートナーズ（東京都港区虎ノ門 1-11-14/代表取締役井ノ上憲二氏／以下、「2・S パートナーズ」といいます。）から 70 百万円、合計 100 百万円を借入れ、平成 29 年 9 月の当社、SSA、SSM、当社完全子会社でありますベトナムにおける現地法人 VIETNAM SOL SUPER SORGUM LIMITED COMPANY（以下、「VSSS」といいます。）、TSS、及びシェフズテーブルの運転資金として充当しております。なお、これらの借入金につきましては、平成 29 年 9 月末の当社グループにおける各種支払い資金とし、次のように充当しています。当社月末支払い分とし、28.9 百万円、当社子会社であります SSA（日本支店）への貸付とし、10 百万円、SSA（シンガポール）への貸付とし、13.3 百万円（タイ現地法人、インドネシア現地法人の運営費用、及び分納している税金支払資金含）、シェフズテーブルへ 11 百万円、VSSS へ 3,946USD（0.4 百万円・1 USD/111 円換算）、SSM へ 30,000USD（3.3 百万円・1 USD/111 円換算）、株式会社ジャスティスへ 0.5 百万円、株式会社ソルガム・ジャパン・トレーディングへ 1 百万円、合計 68.4 百万円（海外送金手数料除く）を支出しております。また、残金につきましては、平成 29 年 10 月 2 日から平成 29 年 10 月 13 日までの間において、社会保険料 1.4 百万円、当社が加入しています健康保険料として 0.9 百万円、住民税 0.5 百万円、リース（パソコン等）、及びクレジットカード決済 1.4 百万円の支払を行い、SSA へ貸付金として 10 百万円の送金（平成 29 年 3 月期 FEEDENER PTY LTD（住所：オーストラリア連邦ニューサウスウェールズ州シドニー／以下、「FEEDENER」といいます。※当社とは資本関係はありません。）より仕入れたスーパーソルガム種子の仕入代金分割支払分）、海外からの来客対応のための社用車購入として 10 百万円（当社財務内容によるローン、及びリースの契約が行えないため）の各支出をしております。

さらに当社は、平成 29 年 10 月における当社グループの運転資金につきましても、池畑勝治氏から 50 百万円、2・S パートナーズから 20 百万円、合計

70 百万円を借入れ、当社グループの運転資金として充当しています。

当社は、上記各借入の返済原資としていました当該売掛金が未回収となったことを受け、各借入の約定弁済日における返済原資を新たに確保する必要があります。バイオ燃料事業以外の事業につきましては、レストラン・ウェディング事業を展開しておりますが、毎月の人件費、仕入費用、家賃等の支払い資金が不足している状況であり、当社からの貸付で運営維持をしている状態のため、レストラン・ウェディング事業からの借入金の返済原資を捻出することは事実上不可能であります。そこで、各借入金の返済につきましては、本資金調達より返済資金としまして 170 百万円を充当するものです。

〈借入明細〉

| 借入先 | 借入日 | 借入金 | 利率 | 約定弁済日 | 残元金 |
|--------------------|-------------------|--------|--------|-------------------|--------|
| 池畑 勝治氏 | 平成 29 年 9 月 27 日 | 30 百万円 | 年 5 % | 平成 29 年 11 月 27 日 | 30 百万円 |
| | 平成 29 年 10 月 27 日 | 50 百万円 | | 平成 29 年 11 月 15 日 | 50 百万円 |
| 株式会社 2・S パートナーズ | 平成 29 年 9 月 28 日 | 70 百万円 | 年 12 % | 平成 29 年 11 月 27 日 | 70 百万円 |
| | 平成 29 年 10 月 31 日 | 20 百万円 | | 平成 29 年 11 月 27 日 | 20 百万円 |

(注) 上記各借入に関します約定弁済日につきましては、本資金調達による資金を返済原資としていることから、池畑勝治氏、株式会社 2・S パートナーズともに、約定弁済期日を平成 29 年 11 月 30 日までそれぞれ延長していただく予定です。

③ 当社完全子会社である SSA 投融資資金（人件費、家賃、外部支払手数料等）

当社完全子会社であります SSA につきましては、シンガポールに本社を置き、タイ、メキシコ、ベトナム、インドネシアのバイオ燃料事業における各国現地法人を統括する会社になります。主な業務につきましては、タイ、メキシコがそれぞれの国で販売を行うスーパーソルガム種子の仕入れを行い、タイ、メキシコ現地法人へ販売しております。また、平成 29 年 3 月期には、SSA が、タイ SORG JT へ種子販売を行っております。SSA の主な収入源につきましては、タイ、メキシコの各現地法人からの種子販売代金になりますが、TSS につきましては未だスーパーソルガム種子の販売実績がなく、また、SSM につきましても、上記①当社運転資金（人件費、家賃、外部支払手数料等）に記載の通り、メキシコ現地法人自体が売掛金の回収が実現していないため、SSA につきましても、SSM へ販売しましたスーパーソルガム種子代金の回収が行えていない状況です。

このような状況の中、平成 29 年 10 月までの SSA の人件費、家賃、外部支

払手数料等の運転資金につきましては、当社より資金を貸付けることで各支払いを行い、平成 29 年 11 月以降の運営維持費は SSA が SORG JT に販売しましたスーパーソルガム種子の回収金を見込んでおりました。しかしながら、上記①当社運転資金（人件費、家賃、外部支払手数料等）に記載の通り、SORG JT から SSA に売上金の入金はなされず、SSA の平成 29 年 10 月以降の資金計画に見直しが必要となりました。

そこで当社は、SORG JT の次回支払期限であります平成 30 年 2 月 28 日までの 4 ヶ月間の SSA 運転資金としまして、90 百万円を、本資金調達により充当するものです。

（注）平成 30 年 3 月期に SSA が仕入れます販売用スーパーソルガム種子 1,700t（仕入金額 3,731 百万円）につきましては、種子販売会社との間で締結しました売買契約に基づき、仕入金額総額の 30%であります 1,119 百万円は前払金として既に支払い済となります。残金の 70%につきましては、種子販売会社から SSA が種子を受領した 6 ヶ月後の支払となることから、SSA は当該期間に販売を行い、回収する売上金から仕入費用を充当する計画です。

（単位：千円）

| SSA | 平成 29 年 11 月 | 平成 29 年年 12 月 | 平成 30 年 1 月 | 平成 30 年 2 月 | 計 |
|--------------------|---------------|---------------|--------------|--------------|---------------|
| 人件費 （シンガポール） | 2,300 | 2,300 | 2,300 | 2,300 | 9,200 |
| 家賃、水道光熱費、 旅費交通費 | 3,300 | 3,300 | 3,300 | 3,300 | 13,200 |
| 支払手数料 （会計士） | 300 | 300 | 300 | 300 | 1,200 |
| 税金分納 | 2,200 | 2,200 | 0 | 0 | 4,400 |
| インドネシア 現地法人維持費 | 1,260 | 1,260 | 1,260 | 1,260 | 5,040 |
| タイ現地法人維持 費 | 2,640 | 2,640 | 2,640 | 2,640 | 10,560 |
| シンガポール計 | 12,000 | 12,000 | 9,800 | 9,800 | 43,600 |
| 人件費（日本支店） | 4,700 | 4,700 | 4,700 | 4,700 | 18,800 |
| 業務委託手数料 | 894 | 894 | 894 | 894 | 3,576 |
| 年金・税金 | 1,586 | 1,586 | 1,586 | 1,586 | 6,344 |
| 家賃負担分・金利支払 | 2,520 | 2,520 | 2,520 | 2,520 | 10,080 |

| | | | | | |
|----------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 旅費交通費・小口 | 800 | 800 | 2,000 | 2,000 | 5,600 |
| 予備費 | 500 | 500 | 500 | 500 | 2,000 |
| 日本支店計 | 11,000 | 11,000 | 12,200 | 12,200 | 46,400 |
| 合計 | 23,000 | 23,000 | 22,000 | 22,000 | 90,000 |

④当社子会社である SSM 投融資資金（人件費、家賃、外部支払手数料等）

当社子会社であります SSM につきましては、メキシコ合衆国ハリスコ州グアダラハラ市に本社を置き、バイオ燃料事業を主業としています。また、SSM は、メキシコでのスーパーソルガム種子の販売先である UGRJ に対する売掛金を回収し、SSM の種子仕入先であります SSA への仕入費用の支払い、当社からの貸付金に対する返済を行い、残余金について SSM の当座の運転資金として充当することを計画していました。しかしながら、上記①当社運転資金（人件費、家賃、外部支払手数料等）記載の通り、UGRJ より売掛金の回収が行えていないため、SSM の資金計画を見直す必要が生じております。

さらに、当社の資金計画につきましても、SSM からの売上金回収による資金を見込んでいたことから、当社自身も資金が枯渇しており、当社から新たに SSM に運転資金を貸付けることは困難であるため、SSM が UGRJ より売上金の回収を予定しています平成 30 年 3 月 31 日までの平成 29 年 11 月から平成 30 年 2 月まで 4 ヶ月間の運転資金としまして、当社は、本資金調達により調達する手取金のうち 48 百万円を SSM への投融資資金に充当します。

（単位：千円）

| SSM | 平成 29 年 11 月 | 平成 29 年 12 月 | 平成 30 年 1 月 | 平成 30 年 2 月 | 計 |
|----------------------|--------------|--------------|-------------|-------------|--------|
| 人件費 | 6,000 | 6,000 | 6,000 | 6,000 | 24,000 |
| 倉庫賃料 | 700 | 700 | 700 | 700 | 2,800 |
| 家賃、水道光熱費、旅費交通費 | 1,700 | 1,700 | 1,700 | 1,700 | 6,800 |
| 広告宣伝費 | 500 | 500 | 500 | 500 | 2,000 |
| 車輛リース（2 台） | 300 | 300 | 300 | 300 | 1,200 |
| 燃料費 | 200 | 200 | 200 | 200 | 800 |
| 備品（販売用小袋） | 150 | 150 | 150 | 150 | 600 |
| 支払手数料（会計士） | 350 | 350 | 350 | 350 | 1,400 |
| 税金 （社保・所得税・州税） | 600 | 600 | 600 | 600 | 2,400 |
| 予備費 （展示会出展、外部会計士） | 1,500 | 1,500 | 1,500 | 1,500 | 6,000 |

| | | | | | |
|-----------------------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 決算対応費用/旅費宿泊代、法人税支払等へ充当分として) | | | | | |
| 合計 | 12,000 | 12,000 | 12,000 | 12,000 | 48,000 |

⑤ 当社完全子会社であるシェフズテーブル投融資資金（人件費、家賃、外部支払手数料等）

当社の完全子会社であるシェフズテーブルは、平成 27 年 2 月 10 日に簡易株式交換にて当社 100%子会社となり、イタリアンレストラン、結婚披露宴会場の提供等、レストラン・ウェディング事業として都内 7 店舗、仙台 1 店舗、合計 8 店舗にて営業を展開しております。シェフズテーブルが行うレストラン・ウェディング事業につきましては、平成 28 年 3 月期より不採算店舗の閉店、人材配置の見直し、メニュー構成の統一による仕入れコスト削減等の施策を継続して実施しておりますが、平成 29 年 3 月期におけるシェフズテーブルの売上は 7 億 52 百万円（前連結会計年度比 37.3%減）となりました。売上減少要因といたしましては、高単価が期待できる結婚披露宴における成約件数の減少、1 組当たりの成約金額の減少による結婚披露宴の施行単価の低下に加え、地方店舗の集客低下によるものであります。

こうした状況の中、店舗別の平日休日昼夜別に客単価、来店客数のデータを分析した結果、単月の収支が黒字の店舗と、単月の収支が赤字の店舗を分別し、さらに、前年同時期に比べ売上が低下している地方店舗につきましては、営業時間、人員配置、食材等の見直しによるコスト削減策を実施しております。他方、安定した売上が確保されている店舗につきましては、来客が集中する時間帯における料理提供時間の短縮による座席回転率の改善を図るなど売上向上を目指しております。このように店舗ごとに問題点を見極め、改善策を講じた営業をいたしておりますが、シェフズテーブル全体の総体的な売上は低下しており、平成 30 年 3 月期第 2 四半期におけるレストラン・ウェディング事業の経営成績につきましては、売上高 341 百万円（前年同期比 11%減）という状況であることから、依然厳しい状況が継続しております。さらに、シェフズテーブルが展開しています地域近隣に競合店舗が開店したことで、予想していた集客が見込めなくなり売上が減少している状況です。このため、シェフズテーブルは毎月の給与、食材仕入費用、店舗家賃、健康保険、年金、源泉税等の支払いに 10 百万円を超える資金不足が生じ、各種支払いに困窮しており、親会社であります当社より毎月不足する資金を貸付けることで支払いを行っている状況です。

また、季節毎の害虫・害獣駆除、ハウスクリーニング、エアコンメンテナ

ンス、給排水設備修繕等、不定期で支出する費用も嵩み、これらの費用に加え、上記の通り毎月の運転資金として親会社である当社より、平成 29 年 10 月末時点で、既に 402 百万円の貸付を行っております。シェフズテーブルは、このような状況を改善するため、引続きレストラン・ウエディング事業の赤字圧縮策を推進してまいりますが、上述のとおり各施策の効果につきましては、赤字経営を改善するほどの効果は期待できません。反面、毎月発生します人件費、食材仕入費用、家賃、税金等の支払資金を親会社である当社から貸付けることは既に限界であることから、当社は、本資金調達より調達する手取金のうち 60 百万円をシェフズテーブルへの投融資資金に充当します。

また、今回調達します資金 60 百万円につきましては、平成 29 年 11 月から平成 30 年 2 月までの人件費不足分、食材仕入費用支払資金としまして支出する計画です。

なお、平成 30 年 1 月に不採算店舗 1 店舗の閉店が決定しておりますので、平成 30 年 2 月以降のシェフズテーブルにおける赤字幅は改善されるものと見込んでいることに加え、平成 30 年 3 月以降の資金計画につきましては、バイオ燃料事業からの売上金回収による当社グループ内の資金調整を考えております。

(単位：千円)

| シェフズテーブル | 平成 29 年 11 月 | 平成 29 年 12 月 | 平成 30 年 1 月 | 平成 30 年 2 月 | 計 |
|----------|--------------|--------------|-------------|-------------|--------|
| 人件費 | 5,000 | 5,000 | 5,000 | 5,000 | 20,000 |
| 食材仕入費用 | 10,000 | 10,000 | 10,000 | 10,000 | 40,000 |
| 合計 | 15,000 | 15,000 | 15,000 | 15,000 | 60,000 |

⑥当社完全子会社であるシェフズテーブルへの投融資資金（平成 30 年 6 月退去予定店舗の原状回復資金）

当社完全子会社でありますシェフズテーブルにつきましては、上記⑤当社完全子会社であるシェフズテーブル投融資資金(人件費、家賃、外部支払手数料等)に記載の通り 8 店舗にて事業展開を行っております。店舗運営形態につきましては全て賃借物件であることから、賃貸人との間で賃貸契約、定期建物賃貸借契約等をそれぞれ締結しております。このうち都内の 1 店舗につきまして、平成 30 年 6 月に定期建物賃貸借契約が満了する物件があり、シェフズテーブルは定期建物賃貸借契約に基づき原状回復を行い賃貸人へ明け渡す義務が生じております。

当社は、当該物件の原状回復に係る費用を把握するため、外部業者に見積りの依頼を行いました。その結果、外部業者による当該物件の原状回復費用（残置物処理費用・産業廃棄物処理費用含）につきましては、61 百万円との

試算を得ております。

なお、当社は、当該物件の敷金としまして賃貸人へ預け入れております 75 百万円（明渡時 15 百万円は償却）から、原状回復費の捻出も検討しましたが、賃貸人との定期建物賃貸借契約書において、賃貸人が原状回復の完了を確認後、シェフズテーブルが当該物件を明渡し、60 日以内にシェフズテーブルに敷金が返還されることになっています。

このように、シェフズテーブルは定期建物賃貸借契約終了後の店舗明け渡しに関します原状回復費用として 61 百万円の資金需要があります。本来であればシェフズテーブルの運営費用から原状回復費用を積み立てることにより充当するべきですが、上記⑤当社完全子会社であるシェフズテーブル投融資資金（人件費、家賃、外部支払手数料等）に記載の通り、シェフズテーブル自体が毎月当社からの借入で運営維持を行っている状態であることから、シェフズテーブルによる原状回復費用の捻出は難しい状況です。

そこで当社は、シェフズテーブルが退去予定であります店舗の原状回復費用の支払い資金として貸し付けるため、本資金調達より調達する手取金のうち 60 百万円を、シェフズテーブルへの投融資資金に充当します。なお、差額の 1 百万円につきましては、シェフズテーブルからの売上金から支出する予定です。

⑦当社完全子会社である SSA 投融資資金（バイオ燃料事業におけるタイ及びカンボジア国内での発電用スーパーソルガム栽培費用）

当社は、本資金調達より調達する手取金のうち 36.1 百万円を SSA への投融資資金に充当します。当社より投融資を受けた SSA は、SSA の子会社であります TSS に当該資金を貸付け、タイ、及びカンボジア国内における発電用スーパーソルガム栽培費用に充当します。本来、SSA、TSS は、スーパーソルガム種子の販売を主業としていましたが、今回、TSS が直接スーパーソルガムの栽培を行うものであり、種子販売と事業形態は異なりますが、スーパーソルガム種子は販売用と同一のものを使用し栽培します。このように、既存の種子販売及び直接スーパーソルガムの栽培を行うこととなりました経緯としましては、TSS はタイの発電事業会社より発電用バイオマスの購入を検討している旨の連絡を受け、さらに、発電事業会社より発電施設に隣接した場所に栽培圃場の準備を行う旨の提示があったことによります。また、同圃場において、TSS がスーパーソルガムの播種、栽培、収穫までを行い、収穫したスーパーソルガムは発電用バイオマスとして発電事業会社に販売することを目的に、タイにおける新たな事業として、TSS による発電用バイオマスのためのスーパーソルガム栽培を行うことといたしました。

なお、スーパーソルガムの栽培をTSSにて行うメリットとしましては、TSSが蓄積していますスーパーソルガム栽培に関する知識、技術の移転（施肥計画、灌水方法、畝間調整、ha当たり播種数量、害虫対策、病気対策等）を行う必要がないことから、時間、費用の節約ができることにあります。

今回の、タイ及びカンボジア国内での発電用スーパーソルガム栽培を行う背景としましては、現在、地球温暖化対策は世界共通の課題となり、二酸化炭素排出量の削減推進の要請に応える形で、バイオマス発電の導入がタイ、日本等を含む世界各国で増加しており、バイオマス燃料不足が懸念されております。このような中、当社が展開しますバイオ燃料事業の統括会社である当社の完全子会社SSAのタイにおける子会社TSSは、現在、タイにおいてスーパーソルガム種子の販売を目的とした営業活動を展開するとともに、タイ行政機関、国立大学と共同してスーパーソルガムから生産されるバイオエタノールの研究を行っております。

タイにつきましては、上記事業への資金としまして平成29年12月から平成30年8月まで9ヶ月間に渡り段階的に資金投下を行い、平成30年9月を目途に（初回売上金125百万円見込み）売り上げ計上が行えるように取組んでまいります。

また、タイの隣国でありますカンボジアにおいても、カンボジア国内銀行のグループ会社により、発電用の原料としてスーパーソルガムの試験栽培が行われており、TSS所属の職員が、定期的にカンボジアへ渡航し栽培指導等も実施していることから、新たな販路拡大のための事業進出先として選定し、カンボジア国内においてTSSの自社栽培による展示圃場を確保することで、カンボジア国内の農業関係者への販売を推進いたします。

カンボジアにつきましては、平成30年3月から平成30年8月まで、6ヶ月間に渡り資金投下を行い、平成30年3月を目途に、売上計上（初回売上金5百万円見込み）が行えるように取組んでまいります。

これらのことから、当社よりTSSに36.1百万円を投融資しTSSにおいて35.2百万円をタイ国内における発電用バイオマス栽培に関する費用として、0.9百万円をカンボジアにおける現地生産農家等へのスーパーソルガム種子販売活動のための展示圃場費用として、それぞれ充当するものです。これらの資金につきましては、タイ、及びカンボジアにて行う新たな事業として資金投下を行うことから、上記③当社完全子会社であるSSA投融資資金（人件費、家賃、外部支払手数料等）におけるSSAの通常運転資金とは別に支出が必要になります。

なお、充当明細につきましては、以下の通りです。

（単位：千円）

| 費用項目 | タイ | カンボジア | 計 |
|-------------|--------|-------|--------|
| 人件費 | 18,322 | 600 | 18,922 |
| 種子代 | 7,460 | 230 | 7,690 |
| 灌水費用 | 1,923 | 60 | 1,983 |
| 施肥費用 | 1,283 | 40 | 1,323 |
| 農業機械・トラック購入 | 6,239 | — | 6,239 |
| 合計 | 35,227 | 930 | 36,157 |

⑧野菜栽培事業における野菜栽培圃場購入資金

当社は、サイレージ用スーパーソルガムの栽培をオーストラリアにおいて委託生産し、収穫したスーパーソルガムをサイレージとして日本へ輸出することを計画しています。そのような中、スーパーソルガム種子の仕入れを行っている FEEDENER にサイレージ用スーパーソルガムの栽培、及び収穫したスーパーソルガムを原料とするサイレージを日本へ輸出することの可能性につき相談を行ったところ、FEEDENER よりクイーンズランド州で農業を営んでいる農業法人(以下、「農業法人」といいます。)の紹介を受けました。農業法人は、創業100年が経過し、現在オーストラリア国内1,000ha以上の圃場において、農業の専門知識を駆使した野菜(主にブロッコリー、玉ねぎ)の生産実績があります。そこで当社は、将来オーストラリア国内におけるスーパーソルガムの栽培と、栽培したスーパーソルガムを日本市場向けのサイレージとして輸出する事業計画案を打診したところ、農業法人から、スーパーソルガムの栽培、及びサイレージの生産に関する事業計画に取り組むことにあたり、当社から農業法人へのスーパーソルガムに関する栽培の技術移転などの準備期間が必要であることから、農業法人が展開しております野菜栽培事業に関する条件提示を受けました。農業法人からの条件提示につきましては、当社に対し「当社がスーパーソルガムの栽培も可能な野菜栽培圃場を購入し、その野菜栽培圃場を農業法人へ賃貸すること」、この条件提示に合意することにより、(a) 賃貸した圃場の地代収入とその圃場で栽培した野菜の販売利益の配当を当社が得られること、(b) 農業の専門知識がある農業法人が、スーパーソルガムの栽培、及び日本市場向けのサイレージ生産を遂行すること、(c) スーパーソルガム種子販売以外に日本市場向けサイレージの販売により新しい収益、売上が確保できること等、以上の理由から、今後のスーパーソルガム種子の販売、及び日本市場向けサイレージの販売も見込めることから、野菜栽培事業を推進することにいたしました。

このように、オーストラリアにおいて、スーパーソルガムサイレージの生

産を現地農業法人に委託を行うため、まずは野菜栽培圃場を購入する計画です。今後の具体的な事業計画としましては、1年目（平成29年11月から平成30年10月）において、スーパーソルガムの栽培及びサイレージを生産する準備期間として農業法人への技術指導等を行います。2年目（平成30年11月から平成31年10月）につきましては、農業法人にスーパーソルガムの種子を販売し、農業法人が試験的にスーパーソルガムを栽培し、3年目（平成31年11月）以降は、サイレージの生産を計画しております。

これらのことから、当社は、新株予約権の発行及び行使により調達した資金のうち76百万円をオーストラリアにおけるサイレージ用スーパーソルガムの現地委託栽培を目的とした圃場購入資金に充当します。

5. 発行条件等の合理性

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

【本新株式】

本新株式に係る払込金額の算定にあたっては、できうる限り恣意性を排除した客観的な株価に基づくことが重要であると認識しております。

この点からすると、直近の当社株式の株価が当社の実態を適正に表しているものと考えられることから、本新株式の1株当たりの払込金額につきましては、本新株式の発行に係る取締役会決議日の前日取引日（平成29年11月13日）の終値233円を基準とすべきと考えられます。もともと、当社株価の終値は、平成29年6月29日に348円となった後は下落傾向にあり、最近1ヵ月は185円から233円の範囲で推移しているものの、当社の業績動向、財務動向、株価動向（取締役会決議日の直前営業日までの1ヶ月間、3ヶ月間及び6ヶ月間の終値平均株価等）を勘案するとともに、割当予定先とも協議した結果、同取締役会決議日の直前取引日（平成29年11月13日）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値233円から9.87%割り引かれた210円といたしました。

なお、本新株式の払込金額は、本新株式の発行に係る取締役会決議日の直前取引日までの1ヶ月間の終値平均200円に対して5%のプレミアム、当該直前取引日までの3ヶ月間の終値平均214円に対して1.87%のディスカウント、当該直前取引日までの6ヶ月間の終値平均247円に対して14.98%のディスカウントであります。

上記払込金額は、同取締役会決議日の直前取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値233円から9.87%割り引かれた210円を払込金額とするものであり、日本証券業協会の定める「第三者割当増資の取扱いに関する指針」（平成22年4月1日付）に照らしても、特に有利な払込金額には当たらないと判断いたしました。

なお、当社の全ての監査役からは、当社取締役会において、本新株式

の払込金額は、本新株式の発行に係る取締役会決議日の直前取引日までの終値からは 9.87%のディスカウントとなるものの、当社の業績動向、財務動向、株価動向（取締役会決議日の直前営業日までの 1 ヶ月間、3 ヶ月間及び 6 ヶ月間の終値平均株価等）と先方との価格協議を踏まえると合理的な範囲のディスカウントと考えられ、また、上記「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠していることから、特に有利な払込金額には該当せず、適法である旨の意見をいただいております。

【本新株予約権】

当社は、本新株予約権の発行条件の決定に際し、他社上場企業の第三者割当増資における公正価格の算定実績をもとに、外部の当社との取引関係のない独立した専門業者である第三者算定機関（東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社）に算定を依頼しました。

当該第三者機関は、ストックオプション等に関する会計基準の適用指針でも参照されている離散型時間モデルの一つであるモンテカルロ・シミュレーションによる算定方法を採用し、基準となる当社株価 233 円（平成 29 年 11 月 13 日の終値）、権利行使価額 210 円、ボラティリティ 55.22%（平成 27 年 10 月から平成 29 年 10 月の月次株価を利用し年率換算して算出）、権利行使期間は 2 年、リスクフリーレート -0.179%（評価基準日における中期国債レート）、配当率 0%、当社による取得条項、新株予約権の行使に伴う株式の希薄化、当社普通株式の流動性、当社の信用リスク等を参考に公正価値評価を実施した結果、本新株予約権 1 個につき 348 円と算定しており、当社は本新株予約権 1 個の発行価格を算定会社による公正価値であります 348 円と同額の 1 個当たり 348 円とすることにいたしました。

以下、モンテカルロ・シミュレーションによる算定の前提となる各条件について当該第三者機関は、本査定において以下のとおり前提条件を設定しているとのことです。

- i. 割当予定先の権利行使については、モンテカルロ・シミュレーションによる算定の前提として、行使期間最終日（平成 31 年 11 月 29 日）に時価が行使価額以上である場合には残存する本新株予約権の全てを行使するものと仮定しております。行使期間中においては、最小二乗法を組み合わせたモンテカルロ・シミュレーションに基づき行使タイミングを計算しております。具体的には、新株予約権を行使した場合の行使価値と、継続して保有した場合の継続価値を比

較し、継続価値よりも行使価値が高いと判断された時に割当予定先が新株予約権を行使することを仮定しております。

- ii. 取得条項があることは、割当予定先にとっては、株価上昇に伴い新株予約権の価値が上昇しているにも関わらず発行体の任意による新株予約権の取得及びその消却が行われると、投資的・経済的な観点からはデメリットといえます。よって、当社による取得条項があることは本新株予約権の価値を減価する要因の一つとなります。

当社は、本新株予約権の払込期日の翌日以降いつでも、当社取締役会により本新株予約権を取得する旨及び本新株予約権を取得する日を決議することができます。当社は、当該取締役会決議の後、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知を当該取得日の14日前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権1個当たり金348円の価額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができるものとの前提を置いております。

取得条項の発動条件については、代替資金調達コストは33.28%（修正CAPMにより算定した株主資本コスト7.72%に当社の想定格付けから推定した信用コスト分25.56%を加えた数値）としており、取得条項を発動する株価水準は、行使価額210円に代替資金調達コスト70円を加えた280円としております。これは、株価が当該価額を超えた場合、本新株予約権による資金調達よりも代替の資金調達の方が、調達コストが安価となり、企業が株主価値の最大化のため取得条項を発動することが合理的と考えられるためです。なお取得条項を発動する場合、発行金額と同額での本新株予約権の取得が可能との前提条件を置いております。

- iii. 株式の流動性については、全量行使で取得した株式を1営業日あたり10%ずつ売却できる前提を置いております。日次売買高の10%という数値につきましては、「有価証券の取引等の規則に関する内閣府令」の100%ルール（自己株式の買付けに伴う相場操縦等により市場の公正性・健全性が損なわれないよう、取引高を売買高の100%を上限とする規制）を参照し、市場環境への影響を鑑みて取引上限高である100%のうち平均してその10%~20%程度の自己株式の取引が市場でなされると想定し、その水準の取引高は市場価格への影響が軽微であること、また、新株予約権の評価を行う一般

的な算定機関において通常利用している数値でもあることから日次売買高の10%という数値を採用したとのことです。よって、株式の流動性については、全量行使で取得した株式を1営業日あたり10%ずつ売却する前提を置いております。

上記算定根拠より算出された本新株予約権1個につき348円の価額は、本新株予約権の諸条件、本新株予約権の発行決議に先立つ当社普通株式の株価の推移、本新株予約権の発行要領及び割当予定先との間で締結する予定の総数引受契約に定められた諸条件を考慮すべきとの考えを前提にしている当社の考えから、時価相当であると判断しております。

なお、本新株予約権の行使価額は当社の業績動向、財務動向、株価動向（取締役会決議日の直前営業日までの1ヶ月間、3ヶ月間及び6ヶ月間の終値平均株価等）を勘案するとともに、割当予定先と協議した結果、当該発行に係る取締役会決議日の直前取引日（平成29年11月13日）の株式会社東京証券取引所JASDAQ市場における当社普通株式の普通取引の終値から9.87%割り引かれた210円といたしました。

本新株予約権の行使価額210円は本調達に係る取締役会決議日の前日までの最近1ヶ月平均200円に対しては5%のプレミアム、前日までの最近3ヶ月平均214円に対しては1.87%のディスカウント、前日までの最近6ヶ月平均247円に対しては14.98%のディスカウントです。

また、本新株予約権の払込金額につきましては、当社監査役3名（うち、社外監査役2名）からは、当該算定機関は、外部の当社との取引関係のない独立した専門業者である第三者算定機関であること、割当予定先からも独立した立場で評価を行っていること、本新株予約権の価格算定方法は市場慣行に従った一般的な方法であり、当該算定機関は本新株予約権の評価額に影響を及ぼす可能性のある前提条件をその評価の基礎としていること、その算定過程及び前提条件に関して当該算定機関から提出されたデータや資料に照らし、当該評価は合理的なものであると判断できること等を総合的に考慮すると、公正価値評価額は適正かつ妥当な価額と思われ、それ自体特に割当予定先に有利な価額ではなく、その公正価値評価額と同額発行価額を決定していることから、それ自体特に割当予定先に有利な価額ではなく、本新株予約権の発行は有利発行には該当せ

ず適法である旨の意見をいただいております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

第三者割当により発行される本新株式は 2,142,856 株（議決権数は 21,428 個）、本新株予約権がすべて行使された場合に交付される株式数は 1,428,500 株（議決権数は 14,285 個）であり、これらを合計した株式数（以下、「本第三者割当に係る株式数」といいます。）は 3,571,356 株（議決権数は 35,713 個）となります。本第三者割当に係る株式数（潜在株式数含む）及び議決権数の合計について、本第三者割当決議時点における発行済株式数 29,523,220 株及び議決権数 293,545 個に対する希薄化率は、発行済株式数に対し 12.10%、議決権数に対し 12.17%となります。

割当予定先は本新株式及び本新株予約権を行使して取得した当社株式 3,571,356 株を中長期保有ではなく、株価の状況や市場での株式取引状況を鑑みながら市場で売却する方針ですが、当社株式の直近 6 か月間の 1 日当たりの平均出来高は 633,039 株、直近 3 か月間の 1 日当たりの平均出来高は 349,532 株、直近 1 か月間の 1 日当たりの平均出来高は 338,220 株、となっており、一定の流動性を有しております。また、割当予定先が本新株予約権を行使して取得した場合の当社株式数 1,428,500 株を本新株予約権の行使期間である 2 年間（245 日／年営業日で計算）で売却すると仮定した場合の 1 日当たりの数量は 5,830 株（小数点以下切捨て）となり、上記直近 6 か月間の 1 日当たりの平均出来高の 0.92%、直近 3 か月間の 1 日当たりの平均出来高の 1.67%、直近 1 か月間の 1 日当たりの平均出来高の 1.72%となるため、株価に与える影響は限定的かつ、消化可能なものと考えております。したがって、当社は本新株予約権による発行数量及び株式の希薄化の規模は、合理的な範囲であるものと判断しております。また、割当予定先からも、当社株式を売却する際には、株価に配慮しつつ売却を進めるものと伺っていることから、大きな影響はないと判断しております。

6. 割当予定先の選定理由

(1) 割当予定先の概要

| | |
|-----------|-------------|
| (1) 氏名 | 石田智子 |
| (2) 住所 | 東京都港区 |
| (3) 職業の内容 | 歯科医師 |
| (4) 上場会社と | 該当事項はありません。 |

| | |
|----------|--|
| 当該個人との関係 | |
|----------|--|

| | |
|-------------------|-------------|
| (1) 氏名 | 永瀬勝也 |
| (2) 住所 | 三重県鈴鹿市 |
| (3) 職業の内容 | 会社役員 |
| (4) 上場会社と当該個人との関係 | 該当事項はありません。 |

| | |
|-------------------|-------------|
| (1) 氏名 | 長井博實 |
| (2) 住所 | 東京都杉並区 |
| (3) 職業の内容 | 個人投資家 |
| (4) 上場会社と当該個人との関係 | 該当事項はありません。 |

| | | |
|--------------------------|---|--|
| (1) 名称 | White Knight Investment Limited | |
| (2) 本店所在地 | 1st Floor, #4 DEKK House, Street, P.O. BOX 505 Providence Industrial Estate, Mahe, Republic of Seychelles | |
| (3) 代表者の役職・氏名 | Director 南谷猛 (注1) | |
| (4) 事業内容 | 投資業 | |
| (5) 資本金 | US\$ 1 | |
| (6) 設立年月日 | 2013年11月5日 | |
| (7) 発行済株式数 | 1株 | |
| (8) 決算期 | 9月 | |
| (9) 従業員数 | 0名 | |
| (10) 主要取引先 | 該当なし | |
| (11) 主要取引銀行 | DBS銀行 | |
| (12) 大株主及び持株比率 (上位5名) | Director 南谷猛 100% (注1) | |
| (13) 当社との関係等 | 資本関係 | 当社と当該会社との間には、資本関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社の間には、資本関係はありません。 |
| | 人的関係 | 当社と当該会社との間には、人的関係はあ |

| | | |
|--|-------------|--|
| | | りません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社の間には、人的関係はありません。 |
| | 取引関係 | 当社と当該会社との間には、取引関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社の間には、取引関係はありません。 |
| | 関連当事者への該当状況 | 当該会社は、当社の関連当事者には該当しません。また、当該会社の関係者及び関係会社は、当社の関連当事者には該当しません。 |

(14) 最近3年間の経営成績及び財政状態

| 決算期 | 2015年9月 (注2) | 2016年9月 (注2) | 2017年9月 (注2) |
|------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 連結純資産 | — | — | — |
| 連結総資産 | — | — | — |
| 1株当たり純資産 | — | — | — |
| 連結売上高 | — | — | — |
| 連結営業利益 | — | — | — |
| 連結経常利益 | — | — | — |
| 連結当期純利益 | — | — | — |
| 1株当たり当期純利益 | — | — | — |
| 1株当たり配当金 | — | — | — |

| | | |
|---------------------|---|---------------------------------|
| (1) 名称 | Ibuki Japan Fund | |
| (2) 本店所在地 | Cayman Corporate Centre, 27 Hospital Road, George Town, Grand Cayman KY 1-9008, Cayman Islands | |
| (3) 設立根拠等 | ケイマン諸島法に基づき信託口（ユニット・トラスト）として設定されております。 | |
| (4) 組成目的 | 純投資 | |
| (5) 組成日 | 2016年2月1日 | |
| (6) 出資の総額 | 1,000,000,000円（2017年9月末日現在） | |
| (7) 出資者・出資比率・出資者の概要 | アジア及び日本国内の機関投資家、富裕層で構成されており、10%以上の出資者はいないと聴取しております。 | |
| (8) 業務執行組合員の概 | 名称 | Regista Capital Management Ltd. |

| | | |
|----------------------|-------------------|--|
| 要 | 所在地 | Cayman Corporate Centre, 27 Hospital Road, George Town, Grand Cayman KY 1 -9008, Cayman Islands |
| | 代表者の役職名・氏名 | Director 松木 悠宣 100% |
| | 資本金の額 | US\$ 10,000 |
| | 事業内容 | 投資事業運営 |
| | 主たる出資者及びその出資比率 | Director 松木 悠宣 100% |
| (9) 国内代理人の概要 | 該当事項はありません。 | |
| (10) 当社と当該ファンドとの間の関係 | 当社と当該ファンドとの間の関係 | 該当事項はありません。 |
| | 当社と業務執行組合員等との間の関係 | 該当事項はありません。 |
| | 当社と国内代理人との間の関係 | 該当事項はありません。 |

(注1) 南谷猛氏につきましては、平成26年7月29日から平成27年4月15日まで、SSAの取締役として就任していました。

(注2) WKIの2015年9月、2016年9月、及び2017年9月決算数値につきましては、WKIの本店所在地を管轄しますセーシェル共和国の国内法に基づき提出期限が定められていないことから、作成予定はあるものの、現在集計中になります。

(注3) 各割当予定先との「割当予定先の概要」、「当社と割当予定先との関係」、及び「当社と業務執行組合員との間の関係」につきましては、平成29年11月14日現在の情報になります。

当社は、割当予定先である石田智子氏、永瀬勝也氏、長井博實氏、WKI、及び Ibuki Japan Fund より、それぞれ反社会的勢力等とは一切関係がないことの説明を口頭にて受けております。

また、上記とは別に、石田智子氏、永瀬勝也氏、長井博實氏、WKI、及び Ibuki Japan Fund につきましては当該割当予定先並びに当該割当予定先の役員、主要株主、及び出資者等の関係者及び関係会社（以下、「割当予定先等」と総称します。）が反社会的勢力の影響を受けているか否か、並びに割当予定先の役員が犯罪歴を有するか否か及び警察当局から何らかの捜査対象になっているか否かについて、第三者の信用調査機関である株式会社セキュリティ&リサーチ（住所：東京都港区赤坂2-8-11/代表取締役 羽田 寿次氏）に調査を依頼し、当社は株式会社セキュリティ&リサーチより、依頼しました割当予定先等の調査報告を受け割当予定先等について反社会的勢力の影響を受けている事実が無いことの調査報告、及び回答が得られました。また、割当予定先の役員についても犯罪歴や捜査対象となっている事実について確認されなかったとの回答を得ております。

当社は調査機関である株式会社セキュリティ&リサーチの代表取締役と面談にて調査方法を確認し、さらに、上記のとおり、割当予定先等が特定団体等とは一切関係がないことを確認したことで、当社として、割当予定先は反社会的勢力との関わりがないと判断いたしました。なお、当社は、その旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しています。

（２） 割当予定先を選定した理由

（株式のみの割当予定先）

① 石田智子氏、永瀬勝也氏、長井博實氏

割当予定先を選定にあたっては、池畑勝治氏に本新株式の引受先につき相談を行いました。池畑勝治氏から知人であるリアランスの代表取締役森本晃一氏の紹介を受け、相談したところ、平成29年9月に同社の取引先である石田智子氏、永瀬勝也氏、及び長井博實氏の紹介を受けました。

- i. 石田智子氏につきましては、歯科医師として東京都港区表参道にて歯科医院を経営しており、自身も経営者であることから新たな事業における資金調達の苦勞、事業が軌道に乗るまでの資金繰りの対応等に共感をいただき、また、当社が従前より事業展開していますメキシコ、タイにおけ

るバイオ燃料事業に加え、今回、新たにタイ・カンボジアにて計画しています発電用スーパーソルガムの栽培につきましても賛同をいただきました。さらに、当社が平成28年7月13日に公表しました「第三者割当による新株式及び第8回新株予約権発行に関するお知らせ」の通り当社新株予約権の引受実績があることから、今回、本新株式発行の資金調達の引受について依頼し、応諾いただきました。

ii. 永瀬勝也氏につきましては、三重県鈴鹿市にて労働者派遣業を展開します株式会社フジスタッフィングの取締役として法人経営に関与しております。当社と業種は相違するものの事業を通じて社会に貢献することにおいて共感をいただき、バイオ燃料事業におけるタイ及びカンボジア国内での発電用スーパーソルガム栽培費用、また、レストラン・ウエディング事業における運転資金・修繕資金に充当する旨の本新株式発行に賛同をいただいたことから、今回、本新株式発行の資金調達の引受について依頼し、応諾いただいたことから、割当予定先として選定いたしました。

iii. 長井博實氏につきましては、介護サービスである株式会社シルバーびゅうを設立後、同社業務を引き継ぎ株式会社ベストライフを設立する等、介護事業に従事しておりました。自らも法人経営を手掛けてきたことで、新規に事業を展開することの困難さ等に理解をいただき、今回、当社が展開しますバイオ燃料事業において今後当社がタイにて計画していますタイ・カンボジア国内での発電用スーパーソルガム栽培に共感していただきました。さらに、当社の財務状況につきましても理解をいただいていることから、今回、本新株式発行の資金調達の引受について依頼し、応諾いただいたことから、割当予定先として選定いたしました。

(株式及び新株予約権の割当予定先)

② WKI

本新株式及び本新株予約権の割当予定先である WKI につきましては、既に当社が発行しました第5回新株予約権、第6回新株予約権、第8回新株予約権、及び第9回新株予約権（注）において引受及び払込実績があること、また、当社グループが展開する事業、当社グループの財務状況に理解をいただいていることから、今回、本新株式及び本新株予約権の資金調達の引受けについて依頼し、応諾いただいたことから、割当予定先として選定いたしました。

(注) 第5回新株予約権の詳細につきましては、当社が平成26年10月7

日に公表しました「第三者割当による第1回無担保転換社債型新株予約権付社債及び第5回新株予約権発行に関するお知らせ」を、第6回新株予約権の詳細につきましては、当社が平成27年9月18日に公表しました「第三者割当による第6回新株予約権発行に関するお知らせ」を、第8回新株予約権の詳細につきましては、当社が平成28年7月13日に公表しました「第三者割当による新株式及び第8回新株予約権発行に関するお知らせ」を、第9回新株予約権の詳細につきましては、当社が平成28年12月12日に公表しました「第三者割当による新株式及び第9回新株予約権発行並びに主要株主である筆頭株主の異動に関するお知らせ」を、それぞれご参照願います。

③ Ibuki Japan Fund

割当予定先の選定にあたっては、当社の会計顧問であります税理士法人東京フィナンシャル会計事務所の公認会計士能勢元氏に本新株式及び新株予約権発行の引受先につき相談を行いました。能勢元氏から知人であるKHNGの代表取締役である星野智之氏の紹介を受け相談したところ、平成29年9月に同社の取引先であるIbuki Japan Fundの紹介を受けました。

Ibuki Japan Fundにつきましては、当社が従前より展開していますメキシコ、タイにおけるバイオ燃料事業、及び今後、タイ・カンボジア国内にて計画しています発電用スーパーソルガムの栽培、また、野菜栽培事業における野菜栽培圃場購入に賛同をいただいたことから、今回、本新株式及び本新株予約権の資金調達の引受けについて依頼し、応諾いただいたことから、割当予定先として選定いたしました。

(3) 割当予定先の保有方針

① 石田智子氏

本新株式の割当予定先である石田智子氏とは、継続保有及び預託に関する取り決めはありません。また、当社株式の保有方針は純投資であり、原則として当社株式を長期間保有する意思がないこと、当社の経営に介入する意思や支配株主となる意思がないこと及び市場動向に配慮しながら取得した当社株式を売却していくことを口頭にて確認しております。

なお、当社は、本新株式について、その割当予定先である石田智子氏から、割当を受ける日より2年以内に割当新株式の全部又は一部を譲渡

した場合は、譲渡を受けた者の氏名、住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、及び譲渡の方法等を直ちに当社へ書面により報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を取得する予定です。

② 永瀬勝也氏

本新株式の割当予定先である永瀬勝也氏とは、継続保有及び預託に関する取り決めはありません。また、当社株式の保有方針は純投資であり、原則として当社株式を長期間保有する意思がないこと、当社の経営に介入する意思や支配株主となる意思がないこと及び市場動向に配慮しながら取得した当社株式を売却していくことを口頭にて確認しております。

なお、当社は、本新株式について、その割当予定先である永瀬勝也氏から、割当を受ける日より2年以内に割当新株式の全部又は一部を譲渡した場合は、譲渡を受けた者の氏名、住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、及び譲渡の方法等を直ちに当社へ書面により報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を取得する予定です。

③ 長井博實氏

本新株式の割当予定先である長井博實氏とは、継続保有及び預託に関する取り決めはありません。また、当社株式の保有方針は純投資であり、原則として当社株式を長期間保有する意思がないこと、当社の経営に介入する意思や支配株主となる意思がないこと及び市場動向に配慮しながら取得した当社株式を売却していくことを口頭にて確認しております。

なお、当社は、本新株式について、その割当予定先である長井博實氏から、割当を受ける日より2年以内に割当新株式の全部又は一部を譲渡した場合は、譲渡を受けた者の氏名、住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、及び譲渡の方法等を直ちに当社へ書面により報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を取得する予定です。

④ WKI

本新株式及び本新株予約権の割当予定先である WKI とは、継続保有及

び預託に関する取り決めはありません。また、本新株式及び本新株予約権の行使により取得する当社株式の保有方針は純投資であり、原則として当社株式を長期間保有する意思がないこと、当社の経営に介入する意思や支配株主となる意思がないこと及び市場動向に配慮しながら取得した当社株式を売却していくことを口頭にて確認しております。なお、WKIが本新株予約権の全部又は一部を第三者に譲渡する場合には、当社取締役会の承認を要するものとしております。

なお、当社は、本新株式について、その割当予定先である WKI から、割当を受ける日より2年以内に割当新株式の全部又は一部を譲渡した場合は、譲渡を受けた者の氏名、住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、及び譲渡の方法等を直ちに当社へ書面により報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を取得する予定です。

⑤ Ibuki Japan Fund

本新株式及び本新株予約権の割当予定先である Ibuki Japan Fund とは、継続保有及び預託に関する取り決めはありません。また、本新株式及び本新株予約権の行使により取得する当社株式の保有方針は純投資であり、原則として当社株式を長期間保有する意思がないこと、当社の経営に介入する意思や支配株主となる意思がないこと及び市場動向に配慮しながら取得した当社株式を売却していくことを口頭にて確認しております。なお、Ibuki Japan Fund が本新株予約権の全部又は一部を第三者に譲渡する場合には、当社取締役会の承認を要するものとしております。

なお、当社は、本新株式について、その割当予定先である Ibuki Japan Fund から、割当を受ける日より2年以内に割当新株式の全部又は一部を譲渡した場合は、譲渡を受けた者の氏名、住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、及び譲渡の方法等を直ちに当社へ書面により報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を取得する予定です。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

① 石田智子氏

当社は、本新株式に係る払込みについて、割当予定先である石田智子

氏の平成 29 年 10 月 31 日時点の預金残高を、当該割当予定先を名義人とする銀行口座に係る預金通帳の写しにより確認し、当該割当予定先が本新株式に係る払込みに十分な現預金を保有していることを確認しております。また、当該預金につきましては、石田智子氏の個人預金であることを口頭にて確認しております。

② 永瀬勝也氏

当社は、本新株式に係る払込みについて、割当予定先である永瀬勝也氏の平成 29 年 11 月 6 日時点における証券会社への預け入れ現金残高を、当該割当予定先を名義人とする証券会社発行の口座情報の写しにより、現預金を確認したところ、当該預け入れ現金は払込総額に対し不足が生じておりますが、不足する資金につきましては、永瀬勝也氏が保有する株式等を売却することで払込みしていただけることを口頭にて確認しております。また、証券会社への預け入れ現金、保有する株式等につきましては、永瀬勝也氏個人資産であることを口頭にて確認しております。

③ 長井博實氏

当社は、本新株式に係る払込みについて、割当予定先である長井博實氏の平成 29 年 9 月 29 日時点における証券会社への預け入れ現金残高を、当該割当予定先を名義人とする証券会社発行の口座情報の写しにより、確認したところ、当該預け入れ現金は払込総額に対し不足が生じておりますが、不足する資金につきましては、長井博實氏が保有する株式等を売却することで払込みしていただけることを口頭にて確認しております。また、証券会社への預け入れ現金、保有する株式等につきましては、長井博實氏個人資産であることを口頭にて確認しております。

④ WKI

当社は、本新株式及び本新株予約権に係る払込みについて、割当予定先である WKI の平成 29 年 11 月 5 日時点の預金残高を、当該割当予定先を名義人とする銀行口座に係る口座概要書の写しにより確認し、当該割当予定先が本新株式及び本新株予約権に係る払込みに十分な現預金を保有していることを確認しており、当該現預金は WKI の代表者であります南谷猛氏個人が WKI に出資している資金であることを口頭にて確認しております。なお、現時点における保有資産からすると本新株予約権の全てを行使できないものの、段階的な行使、本新株式の売却により、本新株予約権の行使に必要な資金を確保するというを前提に踏まえ、当社

としましても十分であると判断いたしました。

⑤ Ibuki Japan Fund

当社は、本新株式及び本新株予約権に係る払込みについて、割当予定先である Ibuki Japan Fund の財産の存在につきましてもは、割当予定先が、現金資産を含む保有資産の管理及び運営の業務委託をしている機関である Maple fund services (所在地：5301 53rd Floor, The Center, 99 Queens Road Central, Hong Kong) に資金を預け入れており、銀行の残高証明は存在しない旨、割当予定先から回答があったため、Ibuki Japan Fund 名義の平成 29 年 10 月 31 日時点の資産明細書類写しを取得したほか、Ibuki Japan Fund のその他の資産及び負債に関する財産状況につき当該ファンドの Director で、かつ、同ファンドの業務執行組合員「Regista Capital Management Ltd.」の Director でもある松木悠宣氏と面談しヒアリングを行いました結果、本新株式及び本新株予約権に係る払込金額を上回る資金を保有している旨、また当該資金は国内外からの機関投資家の資金であることを、口頭にて確認いたしました。なお、現時点における保有資産からすると本新株予約権の全てを行使できないものの、段階的な行使、本新株式の売却により、本新株予約権の行使に必要な資金を確保するという前提を踏まえ、当社としましても十分であると判断いたしました。

7. 第三者割当後の大株主及び持株比率

| 募集前 (平成 29 年 9 月 30 日現在) | | 募集後かつ本新株予約権の行使前 | |
|-----------------------------|-------|---------------------------------|-------|
| 日本証券金融株式会社 | 5.20% | 日本証券金融株式会社 | 4.85% |
| 野村證券株式会社 | 4.79% | 野村證券株式会社 | 4.47% |
| 阿部 信雄 | 2.37% | White Knight Investment Limited | 3.76% |
| 森 和昭 | 1.99% | 阿部 信雄 | 2.21% |
| 株式会社ムサシインテック | 1.69% | 森 和昭 | 1.86% |
| 株式会社 SBI 証券 | 1.44% | 株式会社ムサシインテック | 1.58% |
| 木原 海鵬 | 1.35% | 株式会社 SBI 証券 | 1.35% |
| カブドットコム証券株式会社 | 0.93% | 木原 海鵬 | 1.26% |
| 市ヶ谷 孝 | 0.88% | カブドットコム証券株式会社 | 0.86% |
| 丸山 雅司 | 0.75% | 市ヶ谷 孝 | 0.82% |

| 募集前 (平成 29 年 9 月 30 日現在) | | 募集後かつ本新株予約権が全て 行使された場合 | |
|-----------------------------|-------|---------------------------------|-------|
| 日本証券金融株式会社 | 5.20% | White Knight Investment Limited | 7.19% |
| 野村證券株式会社 | 4.79% | 日本証券金融株式会社 | 4.46% |
| 阿部 信雄 | 2.37% | 野村證券株式会社 | 4.28% |
| 森 和昭 | 1.99% | 阿部 信雄 | 2.12% |
| 株式会社ムサシインテック | 1.69% | 森 和昭 | 1.78% |
| 株式会社 SBI 証券 | 1.44% | 株式会社ムサシインテック | 1.51% |
| 木原 海鵬 | 1.35% | Ibuki Japan Fund | 1.44% |
| カブドットコム証券株式会社 | 0.93% | 株式会社 SBI 証券 | 1.29% |
| 市ヶ谷 孝 | 0.88% | 木原 海鵬 | 1.21% |
| 丸山 雅司 | 0.75% | カブドットコム証券株式会社 | 0.83% |

(注 1) 平成 29 年 9 月 30 日現在の株主名簿をもとに、本日までに当社が把握した株式の異動状況を踏まえて記載しております。なお、本第三者割当における本新株式及び本新株予約権の割当予定先のいずれも、保有方針は純投資である旨の意思を表明しており、かつ、当該当社株式を長期間保有する意思を表明しておりません。

(注 2) 上記の割合は、小数点以下第 3 位を四捨五入して記載しております。

(注 3) 上記のほか、当社は、自己株式として 167,538 株を保有しております。

(注 4) 「割当後の所有株式数」は、本新株式の数及び本新株予約権の目的である株式の数を加えた株式数によって算出しています。

8. 今後の見通し

本第三者割当に伴う今期における当社業績への影響はございません。

9. 最近 3 年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近 3 年間の業績 (連結) (単位: 百万円)

| | 平成 27 年 3 月期 | 平成 28 年 3 月期 | 平成 29 年 3 月期 |
|------|--------------|--------------|--------------|
| 売上高 | 1,298 | 2,793 | 2,045 |
| 営業利益 | △1,121 | △2,265 | △1,466 |

| | | | |
|---------------------|----------|----------|---------|
| 経常利益 | △ 1,129 | △ 2,368 | △ 1,382 |
| 親会社株式に帰属する 当期純利益 | △ 1,275 | △ 3,076 | △ 1,357 |
| 1株当たり当期純利益（円） | △ 102.81 | △ 164.16 | △ 57.95 |
| 1株当たり配当金（円） | — | — | — |
| 1株当たり純資産（円） | 198.97 | 61.83 | 41.57 |

（２）現時点における発行株式数及び潜在株式数の状況

| 種類 | 株式数 | 発行株式数に対する比率 |
|---------------------------------|-------------|-------------|
| 発行済株式 | 29,523,220株 | 100% |
| 現時点の転換価額（行使 価額）における潜在株式 数 | 0株 | 0% |
| 下限値の転換価額（行使 価額）における潜在株式 数 | — | — |
| 上限値の転換価額（行使 価額）における潜在株式 数 | — | — |

※小数点第3位以下四捨五入

（３）最近の株価の状況

①最近3年間の状況

| | 平成27年3月期 | 平成28年3月期 | 平成29年3月期 |
|----|----------|----------|----------|
| 始値 | 300円 | 335円 | 339円 |
| 高値 | 909円 | 372円 | 395円 |
| 安値 | 265円 | 140円 | 157円 |
| 終値 | 350円 | 336円 | 246円 |

②最近6ヶ月の状況

| | 平成29年 6月 | 平成29年 7月 | 平成29年 8月 | 平成29年 9月 | 平成29年 10月 | 平成29年 11月 |
|----|-------------|-------------|-------------|-------------|--------------|--------------|
| 始値 | 300円 | 333円 | 242円 | 238円 | 210円 | 194円 |
| 高値 | 348円 | 335円 | 268円 | 241円 | 217円 | 234円 |

| | | | | | | |
|-----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 安 値 | 271 円 | 235 円 | 221 円 | 201 円 | 164 円 | 194 円 |
| 終 値 | 355 円 | 242 円 | 239 円 | 213 円 | 190 円 | 233 円 |

(注) 平成 29 年 11 月につきましては、発行決議日前日までの株価となります。

③ 発行決議日前日における株価

| | 平成 29 年 11 月 13 日現在 |
|-----|---------------------|
| 始 値 | 227 円 |
| 高 値 | 234 円 |
| 安 値 | 216 円 |
| 終 値 | 233 円 |

(4) 最近 3 年間のエクイティ・ファイナンスの状況

① 第三者割当による第 1 回転換社債型新株予約権付社債の発行

| | |
|--------------------|---|
| 払込期日 | 平成 26 年 11 月 4 日 |
| 調達資金の額 | 300,000,000 円 |
| 転換価額 | 364 円 |
| 募集時における 発行済株式数 | 12,291,764 株 |
| 割当先 | Oak キャピタル株式会社 |
| 当該募集による 潜在株式数 | 当初の転換価額 (364 円) に対する潜在株式数 824,160 株 |
| 現時点における 転換状況 | 転換済株式数 549,450 株 |
| 発行時における当初の 資金使途 | ① 当社子会社である PT. PANEN ENERGI によるバイオペレットに係る設備投資 161 百万円 ② シンガポール統括会社における運転資金 100 百万円 ③ 当社グループの運転資金 31 百万円 |
| 発行時における 支出予定時期 | ① 平成 26 年 12 月頃 ② 平成 26 年 11 月～平成 27 年 4 月 ③ 平成 26 年 11 月～平成 27 年 4 月 |
| 現時点における 充当状況 | ① 当社子会社である PT. PANEN ENERGI によるバイオペレットに係る設備投資 185 百万円 ② シンガポール統括会社運転資金に充当 54 百万円 ③ 当社グループ運転資金に充当 53 百万円 |

| | |
|------------------------|--|
| ロックアップ誓約条項 抵触による買戻し | 本社債100,000,000円については、ロックアップ誓約条項抵触により買戻し済 |
|------------------------|--|

② 第三者割当による第5回新株予約権の発行

| | |
|----------------------------------|---|
| 割当日 | 平成26年11月4日 |
| 発行新株予約権数 | 46,704個 |
| 発行価額 | 390円 |
| 発行時における 調達予定資金の額 (差引手取概算額) | 1,718,240,160円 (内訳) 新株予約権の発行による調達額：18,214,560円 新株予約権の行使による調達額：1,700,025,600円 |
| 割当先(注1) | Oakキャピタル株式会社 |
| 募集時における 発行済株式数 | 12,291,764株 |
| 当該募集による 潜在株式数 | 当初の行使価額(364円)における潜在株式数 4,670,400株 |
| 現時点における 行使状況 | 行使済株式数3,074,600株 平成28年11月3日をもって行使期間が満了し、未行使の新株予約権数3,001個は、会社法287条の規定により消滅しました。 |
| 現時点における 調達した資金の額 (差引手取概算額) | 1,137,368,960円 (内訳) 新株予約権の発行による調達額：18,214,560円 新株予約権の行使による調達額：1,119,154,400円 |
| 発行時における 当初の資金使途 | ① 当社完全子会社であるPT. PANEN ENERGIによるバイオペレット事業に係る設備投資 324百万円 ② 当社完全子会社であるPT. PANEN ENERGIによるバイオペレット事業に係る運転資金 200百万円 ③ タイパートナー企業とのJVによるバイオペレット・配合飼料向け種子事業に係る設備投資 600百万円 ④ タイパートナー企業とのJVによるバイオペレット・配合飼料向け種子事業に係る運転資金 100百万円 ⑤ シンガポール統括会社における運転資金 180百万円 ⑥ シンガポール統括会社における研究開発費 180百万円 ⑦ 当社グループの運転資金 111百万円 |
| 現時点における 充当状況 | ① 当社完全子会社であるPT. PANEN ENERGIによるバイオペレット事業に係る設備投資 112百万円 ② 当社完全子会社であるPT. PANEN ENERGIによるバイオペレ |

| | | |
|---|---|--------|
| | ット事業に係る運転資金 | 23百万円 |
| ③ | 当社子会社であるTHAI SUPER SORGHUMによるタイパートナー企業とのJVによるバイオペレット、配合飼料向け種子事業に係る設備投資 | 0百万円 |
| ④ | 当社子会社であるTHAI SUPER SORGHUMによるタイパートナー企業とのJVによるバイオペレット、配合飼料向け種子事業に係る運転資金 | 15百万円 |
| ⑤ | 当社子会社であるSuper Sorghum Mexico, S. A. DE C. V. のメキシコにおける種子販売及び、サイレージ事業に係る設備投資及び運転資金 | 32百万円 |
| ⑥ | 当社子会社であるVIETNAM SOL SUPER SORGHUM LIMITED COMPANY の設立費用及びサイレージ事業に係る事業資金 | 14百万円 |
| ⑦ | シンガポール統括会社における運転資金 | 358百万円 |
| ⑧ | シンガポールにおける研究開発費 | 101百万円 |
| ⑨ | 社債買戻し及び違約金のための借入金の返済金 | 200百万円 |
| ⑩ | 当社グループの運転資金 | 282百万円 |

(注) 第5回新株予約権の一部につきましては、平成27年2月27日に割当先であるOakキャピタル株式会社からThe New Strategic Investments Private Limited(以下、「NSI」といいます。)及び、WKIにそれぞれ新株予約権の譲渡が行われました。また、当社が平成27年9月18日付で公表しました「第5回新株予約権の取得及び消却並びに第三者割当により発行した第5回新株予約権に係る資金使途変更に関するお知らせ」にてお知らせのとおり、Oakキャピタル株式会社より譲渡を受けましたNSI、WKIにつきましては、第6回新株予約権の発行(平成27年10月5日)により、その時点において保有するNSI6,457個、WKI6,500個をそれぞれ当社が取得し平成27年10月5日付で消却いたしました。

③ 第三者割当による第6回新株予約権の発行

| | |
|----------------------------------|--|
| 割当日 | 平成27年10月5日 |
| 発行新株予約権数 | 41,004個 |
| 発行価額 | 268円 |
| 発行時における 調達予定資金の額 (差引手取概算額) | 979,995,600円 (内訳) 新株予約権の発行による調達額: 10,989,072円 新株予約権の行使による調達額: 979,995,600円 |

| | |
|------------------------------|---|
| 割当先 | The New Strategic Investments Private Limited White Knight Investment Limited |
| 募集時における発行済株式数 | 17,763,612株 |
| 当該募集による潜在株式数 | 当初の行使価額（239円）における潜在株式数4,100,400株 |
| 現時点における行使状況 | 行使済株式数4,100,400株 （残新株予約権数0個、行使価額239円） |
| 現時点における調達した資金の額 （差引手取概算額） | 990,984,672円 （内訳）新株予約権の発行による調達額：10,989,072円 新株予約権の行使による調達額：979,995,600円 |
| 発行時における当初の資金使途 | <p>（1）スーパーソルガム事業に関する費用</p> <p>①メキシコ現地法人におけるスーパーソルガム種子販売に関する運転資金 50百万円</p> <p>②タイ現地法人におけるスーパーソルガム栽培指導に係る資金 24百万円</p> <p>③ベトナムにおける他社と共同のサイレージ事業のために必要な種子の提供、技術指導、技術・実験データ提供等に要する費用のうち当社負担分 33百万円</p> <p>④インドネシア現地法人におけるバイオペレットの販売等に要する運転資金 28百万円</p> <p>⑤スーパーソルガム研究開発費 79百万円</p> <p>（2）レストラン・ウェディング新規出店費用・仕入先支払資金及び運転資金 160百万円</p> <p>（3）シンガポール統括会社運転資金 222百万円</p> <p>（4）当社運転資金 284百万円</p> <p>（5）借入金返済 100百万円</p> |
| 現時点における充当状況 | <p>（1）スーパーソルガム事業に関する費用</p> <p>①メキシコ現地法人におけるスーパーソルガム種子販売に関する運転資金 49.89百万円</p> <p>②タイ現地法人におけるスーパーソルガム栽培指導に係る資金 23.05百万円</p> <p>③ベトナムにおける他社と共同のサイレージ事業のために必要な種子の提供、技術指導、技術・実験データ提供等に要する費用のうち当社負担分 32.65百万円</p> <p>④インドネシア現地法人におけるバイオペレットの販売等に</p> |

| | | |
|--|--------------------------------------|-----------|
| | 要する運転資金 | 27.7百万円 |
| | ⑤スーパーソルガム研究開発費 | 79百万円 |
| | (2) レストラン・ウエディング新規出店費用・仕入先支払資金及び運転資金 | 159.2百万円 |
| | (3) シンガポール統括会社運転資金 | 221.76百万円 |
| | (4) 当社運転資金 | 263百万円 |
| | (5) 借入金返済 | 100百万円 |

④ 第三者割当による第7回新株予約権の発行

| | |
|----------------------------------|---|
| 割当日 | 平成28年4月14日 |
| 発行新株予約権数 | 59,552個 |
| 発行価額 | 418円 |
| 発行時における 調達予定資金の額 (差引手取概算額) | 2,019,884,736円 (内訳) 新株予約権の発行による調達額: 24,892,736円 新株予約権の行使による調達額: 1,994,992,000円 |
| 割当先 | White Knight Investment Limited 阿部信雄 |
| 募集時における 発行済株式数 | 20,988,712株 |
| 当該募集による 潜在株式数 | 当初の行使価額(335円)における潜在株式数5,955,200株 |
| 現時点における 行使状況 | 行使済株式数0株 |
| 現時点における 調達した資金の額 (差引手取概算額) | 24,892,736円 (内訳) 新株予約権の発行による調達額: 24,892,736円 新株予約権の行使による調達額: 0円 |
| 発行時における 当初の資金使途 | (1) スーパーソルガム事業に関する費用 メキシコにおけるスーパーソルガム保存用中間倉庫建設費用 300百万円 メキシコにおける圃場確保費用 400百万円 スーパーソルガム種子仕入費用 400百万円 (2) レストラン・ウエディング事業に関する費用 事業譲受対価未払金の精算資金 20百万円 敷金返還請求権譲受対価未払金の精算 75百万円 (3) 当社運転資金 310百万円 (4) SSA運転資金 300百万円 |

| | | |
|-----------------|-----------------------------|---------|
| | (5) 借入金返済 | 200百万円 |
| 現時点における 充当状況 | (1) スーパーソルガム事業に関する費用 | |
| | メキシコにおけるスーパーソルガム保存用中間倉庫建設費用 | 0百万円 |
| | メキシコにおける圃場確保費用 | 0百万円 |
| | スーパーソルガム種子仕入費用 | 0百万円 |
| | (2) レストラン・ウェディング事業に関する費用 | |
| | 事業譲受対価未払金の精算資金 | 0百万円 |
| | 敷金返還請求権譲受対価未払金の精算 | 0百万円 |
| | (3) 当社運転資金 | 2.2百万円 |
| | (4) SSA運転資金 | 14.3百万円 |
| | (5) 借入金返済 | 0百万円 |

(注1) 第7回新株予約権の発行により調達しました資金 24.89百万円につきましては、当社運転資金として2.2百万円、SSA運転資金として14.3百万円、第7回新株予約権発行費用(弁護士費用・算定費用・調査費用等)として8.39百万円、合計24.89百万円を支出しています。

(注2) 当社は、平成28年7月13日付で、同日において現存する第7回新株予約権59,552個(WKI53,352個、阿部氏6,200個)を全て取得し、同日消却しております。詳細につきましては、当社が、同日適時開示しております「第7回新株予約権の取得及び消却に関するお知らせ」をご参照願います。

⑤ 第三者割当による新株式及び第8回新株予約権の発行

| | |
|----------------------------------|--|
| 払込期日・割当日 | 平成28年7月29日 |
| 発行新株式数・ 新株予約権数 | 新株式：930,232株 新株予約権：67,226個 |
| 発行価額 | 新株式：215円 新株予約権：381円 |
| 発行時における 調達予定資金の額 (差引手取概算額) | 2,019,884,736円 (内訳) 新株式発行による調達額：199,999,880円 新株予約権の発行による調達額：25,613,106円 新株予約権の行使による調達額：1,599,978,800円 |
| 割当先 | 新株式：佐藤満 石田智子 高橋修 株式会社オルフェウス |

| | |
|------------------------------|--|
| | <p>新株予約権：White Knight Investment Limited</p> <p>阿部信雄</p> <p>佐藤満</p> <p>石田智子</p> <p>高橋修</p> |
| 募集時における発行済株式数 | 21,114,212株 |
| 当該募集による潜在株式数 | 当初の行使価額（238円）における潜在株式数6,722,600株 |
| 現時点における行使状況 | 行使済株式数760,000株 （残新株予約権数59,626個、行使価額238円） |
| 現時点における調達した資金の額 （差引手取概算額） | 386,168,350円 （内訳）新株予約権の発行による調達額：25,613,106円 新株予約権の行使による調達額：180,880,000円 新株式の発行による調達額：199,999,880円 |
| 発行時における当初の資金使途 | <p>（1）スーパーソルガム事業に関する費用</p> <p>メキシコにおけるスーパーソルガム保存用中間倉庫建設費用 200百万円</p> <p>メキシコにおける圃場確保費用 400百万円</p> <p>スーパーソルガム種子仕入費用 300百万円</p> <p>（2）レストラン・ウェディング事業に関する費用</p> <p>事業譲受対価未払金の精算資金 20百万円</p> <p>敷金返還請求権譲受対価未払金の精算 75百万円</p> <p>（3）当社運転資金 300百万円</p> <p>（4）SSA運転資金 294百万円</p> <p>（5）借入金返済 200百万円</p> |
| 現時点における充当状況 | <p>（1）スーパーソルガム事業に関する費用</p> <p>メキシコにおけるスーパーソルガム保存用中間倉庫建設費用 0百万円</p> <p>メキシコにおける圃場確保費用 0百万円</p> <p>スーパーソルガム種子仕入費用 150百万円</p> <p>（2）レストラン・ウェディング事業に関する費用</p> <p>事業譲受対価未払金の精算資金 0百万円</p> <p>敷金返還請求権譲受対価未払金の精算 0百万円</p> <p>（3）当社運転資金 189.1百万円</p> <p>（4）SSA運転資金 47百万円</p> |

| | | |
|--|-----------|-------|
| | (5) 借入金返済 | 0 百万円 |
|--|-----------|-------|

(注) 第8回新株予約権残存個数 59,626 個 (WKI38,426 個、阿部信雄氏 6,200 個、石田智子氏 7,500 個、高橋修氏 3,500 個、佐藤満氏 4,000 個) につきましては、当社が、平成28年12月12日に適時開示しています「第8回新株予約権の取得及び消却に関するお知らせ」をご参照願います。

⑥ 第三者割当による新株式及び第9回新株予約権の発行

| | |
|----------------------------------|--|
| 払込期日・割当日 | 平成28年12月12日 |
| 発行新株式数・ 新株予約権数 | 新株式：2,941,176株 新株予約権：28,578個 |
| 発行価額 | 新株式：204円 新株予約権：417円 |
| 発行時における 調達予定資金の額 (差引手取概算額) | 1,188,908,130円 (内訳) 新株式発行による調達額：593,999,904円 新株予約権の発行による調達額：11,917,026円 新株予約権の行使による調達額：582,991,200円 |
| 割当先 | White Knight Investment Limited |
| 募集時における 発行済株式数 | 23,529,944株 |
| 当該募集による 潜在株式数 | 当初の行使価額(204円)における潜在株式数2,857,800株 |
| 現時点における 行使状況 | 行使済株式数2,857,800株 (残新株予約権数0個、行使価額204円) |
| 現時点における 調達した資金の額 (差引手取概算額) | 1,188,908,130円 (内訳) 新株予約権の発行による調達額：11,917,026円 新株予約権の行使による調達額：582,991,200円 新株式の発行による調達額：593,999,904円 |
| 発行時における 当初の資金使途 | (1) スーパーソルガム事業に関する費用 メキシコにおけるスーパーソルガム保存用中間倉庫建設費用 200百万円 メキシコにおける圃場確保費用 400百万円 スーパーソルガム種子仕入費用 240百万円 (2) レストラン・ウエディング事業に関する費用 事業譲受対価未払金の精算資金 20百万円 |

| | | |
|-----------------|---|----------|
| | 敷金返還請求権譲受対価未払金の精算 | 75百万円 |
| | (3) 当社運転資金 | 87.1百万円 |
| | (4) SSA運転資金 | 140百万円 |
| | (5) 第8回新株予約権買取資金 | 22.7百万円 |
| 現時点における 充当状況 | (1) スーパーソルガム事業に関する費用 メキシコにおけるスーパーソルガム保存用中間倉庫建設費用 | 0百万円 |
| | メキシコにおける圃場確保費用 | 0百万円 |
| | スーパーソルガム種子仕入費用 | 447.3百万円 |
| | (2) レストラン・ウェディング事業に関する費用 事業譲受対価未払金の精算資金 | 0百万円 |
| | 敷金返還請求権譲受対価未払金の精算 | 0百万円 |
| | (3) 当社運転資金 | 562.1百万円 |
| | (4) SSA運転資金 | 140百万円 |
| | (5) 第8回新株予約権買取資金 | 22.7百万円 |

(注) 第三者割当による新株式及び第9回新株予約権の発行にて調達しました資金につきましては、平成29年6月22日、平成29年7月21日、平成29年8月21日、平成29年9月7日、及び平成29年10月18日にそれぞれ公表しました通り、資金使途、及び支出時期の変更をいたしております。

平成29年6月22日公表

「第三者割当による新株式発行及び第9回新株予約権発行により調達した資金割当及び支出時期変更に関するお知らせ」

平成29年7月21日公表

「第三者割当による新株式発行及び第9回新株予約権発行により調達した資金割当及び支出時期変更に関するお知らせ」

平成29年8月21日公表

「第三者割当による新株式発行及び第9回新株予約権発行により調達した資金割当及び支出時期変更に関するお知らせ」

平成29年9月7日公表

「第三者割当による新株式発行及び第9回新株予約権発行により調達した資金割当及び支出時期変更に関するお知らせ」

平成29年10月18日公表

「第三者割当による新株式発行及び第9回新株予約権発行により調達した資金割当及び支出時期変更に関するお知らせ」

10. 発行要領

【普通株式】

- | | |
|---------------------------------|---|
| 1. 募集株式の種類 | 普通株式 |
| 2. 募集株式の数 | 2,142,856 株 |
| 3. 募集株式の払込金額 | 1 株につき 210 円 |
| 4. 払込金額の総額 | 449,999,760 円 |
| 5. 申込期日 | 平成 29 年 11 月 30 日 |
| 6. 払込期日 | 平成 29 年 11 月 30 日 |
| 7. 増加する資本金及び資本準備金に関する事項 | 増加する資本金の額は、224,999,880 円（1 株につき 105 円）とし、増加する資本準備金の額は、224,999,880 円（1 株につき 105 円）とする。 |
| 8. 募集又は割当方法 | 第三者割当の方法による。 |
| 9. 割当先及び割当株式数 | |
| 石田智子 | 238,095 株 |
| 永瀬勝也 | 238,095 株 |
| 長井博實 | 238,095 株 |
| White Knight Investment Limited | 1,190,476 株 |
| Ibuki Japan Fund | 238,095 株 |
10. その他
上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

【第 10 回新株予約権】

- | | |
|--------------------------------------|--|
| 1. 新株予約権の名称 | 株式会社ソルガム・ジャパン・ホールディングス第 10 回新株予約権（以下、「本新株予約権」という。） |
| 2. 本新株予約権の払込金額の総額 | 金 4,971,180 円 |
| 3. 申込期日 | 平成 29 年 11 月 30 日 |
| 4. 割当日及び払込期日 | 平成 29 年 11 月 30 日 |
| 5. 募集の方法及び割当先 | 第三者割当の方法により、本新株予約権 11,905 個を White Knight Investment Limited に、2,380 個を Ibuki Japan Fund にそれぞれ割り当てる。 |
| 6. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数又はその数の算定方法 | |
| (1) 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、その総数は | |

1,428,500株とする（本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「割当株式数」という。）は100株とする。）。但し、本項第（2）号及び第（3）号により、割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。

- （2）当社が第10項の規定に従って行使価額（第9項第（2）号に定義する。）の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整されるものとする。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第10項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

- （3）調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由にかかる第10項第（2）号及び第（5）号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。

- （4）割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日、その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

7. 本新株予約権の総数 14,285 個

8. 各本新株予約権の払込金額 本新株予約権1個につき金348円

9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

- （1）各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。

- （2）本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式1株当たりの出資される財産の価額（以下、「行使価額」という。）は、金210円とする。但し、行使価額は第10項の規定に従って調整されるものとする。

10. 行使価額の調整

- （1）当社は、本新株予約権の割当日後、本項第（2）号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下、「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\begin{array}{r} \text{調整後} \\ \text{行使価額} \end{array} = \begin{array}{r} \text{調整前} \\ \text{行使価額} \end{array} \times \frac{\begin{array}{r} \text{既発行普通} \\ \text{株式数} \end{array} + \frac{\begin{array}{r} \text{交付普通} \\ \text{株式数} \end{array} \times \begin{array}{r} \text{1株当たり} \\ \text{払込金額} \end{array}}{\begin{array}{r} \text{1株当たり} \\ \text{の時価} \end{array}} \\ \frac{\begin{array}{r} \text{既発行普通株式数} \\ \text{+} \\ \text{交付普通株式数} \end{array}}{\end{array}}$$

(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ①本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

- ②株式分割により当社普通株式を発行する場合

調整後の行使価額は、当社普通株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

- ③本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための株主割当日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

- ④当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合調整後行使価額は、取得日の翌日以降にこれを適用する。

(3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。

但し、その後に行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

- (4) ①行使価額調整式の計算については、円位未満小数第3位まで算出し、小数第3位を切り捨てるものとする。
- ②行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日(終値のない日数を除く。)の金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を切り捨てるものとする。
- ③行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主に割当てを受け権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。
- (5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
- ①株式の併合、資本の減少、会社分割、株式移転、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。
- ②その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
- ③行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

11. 本新株予約権の行使期間

平成29年11月30日から平成31年11月29日までとする。但し、第13項に従って当社が本新株予約権の全部又は一部を取得する場合、当社が取得する本新株予約権については、取得日の前日までとする。

12. その他の本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできない。

13. 自己新株予約権の取得の事由及び取得条件

当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日以降いつでも、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知を当該取得日の14日前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権1個当たり金348円の価額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができるものとする。一部取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。

14. 新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

15. 新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しない。

16. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

17. 新株予約権の行使請求の方法

(1) 本新株予約権を行使しようとする本新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、必要事項を記載してこれに記名捺印したうえ、第11項に定める行使期間中に第18項記載の行使請求受付場所に提出しなければならない。

(2) 本新株予約権を行使しようとする本新株予約権者は、前号の行使請求書の提出に加えて、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を現金にて第19項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。

(3) 本新株予約権の行使の効力は、行使請求に要する書類が第18項に定める行使請求受付場所に到着し、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額が第19項に定める払込取扱場所の口座に入金された日に発生する。

18. 行使請求受付場所

株式会社ソルガム・ジャパン・ホールディングス 管理部

19. 払込取扱場所

みずほ銀行株式会社 武蔵小杉支店

20. 当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割、新

設分割、株式交換又は株式移転をする場合の本新株予約権の取扱い
当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下、総称して「組織再編成行為」という。）をする場合、当該組織再編成行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を有する本新株予約権者に対し、会社法第 236 条第 1 項第 8 号のイないしホに掲げる株式会社（以下、総称して「再編成対象会社」という。）の新株予約権を、次の条件にて交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとする。

① 交付する再編成対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する残存新株予約権の数を基準に、組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。

② 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とする。

③ 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。

④ 新株予約権を行使することのできる期間

第 11 項に定める本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力が生ずる日のいずれか遅い日から、第 11 項に定める本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

⑤ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

第 16 項に準じて決定する。

⑥ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

第 9 項に定める行使価額を基準に組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に決定される価額に、交付する新株予約権 1 個当たりの目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる価額とする。

⑦ その他の新株予約権の行使条件、新株予約権の取得事由及び取得条件

第 12 項及び第 13 項に準じて決定する。

⑧ 譲渡による新株予約権の取得の制限

新株予約権の譲渡による取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要するものとする。

⑨ 新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に 1 株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

21. その他

(1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が

必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。

- (2) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (3) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。

以 上